

第 3 期

東北町子ども・子育て支援事業計画

2025（令和 7）年 3 月

青森県 東北町

ごあいさつ

子どもは社会が明るい未来に向かう上でかけがえのない存在であり、次代を担う子どもたちが心豊かで健やかに育ち、幸せに暮らし続けることは、地域の未来を支える礎となります。

近年、少子化が日本全体でさらに進行する中で、児童虐待や不登校の増加、こどもの貧困といった課題が社会問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域の繋がりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少など、子どもたちやその家庭を取り巻く環境は日々変化し、抱えている課題は複雑化・複合化しています。

こうした状況を踏まえ、当町でも、「東北町第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定し、子ども・子育て支援を町政における最重要課題として捉え、妊娠・出産から子育て、教育まで、切れ目のない包括的な支援に取り組んでまいりましたが、今年度で計画期間の5年が終了することから、新計画「東北町第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）」を策定いたしました。

本計画では、こども基本法の成立・公布や児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正、こども大綱の公表等、子ども・子育て関連の国の法制度が大きく変化していることを踏まえつつ、切れ目のない支援の拠点となる「こども家庭センター」の新設のほか、就労要件を問わず利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」への対応等、新たな取り組みを盛り込んでいます。

子どもたちが心豊かで健やかに成長していくためには、地域社会全体で子どもと子育て家庭に寄り添い、子どもの最善の利益を第一に考え、子ども・子育て支援を推進していく「こどもまんなか社会」の考えが重要であり、家庭・地域・学校・企業等と緊密な連携を図りつつ、この計画を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「東北町子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、パブリックコメント及びニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和7年3月

東北町長 長久保 耕治

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	4
5 制度改正等のポイント	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正概要	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	5
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 人口と子ども人口の状況	11
(1) 子ども人口等の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
2 子育て世帯の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
(1) 就業率の推移	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度の利用状況	23
4 子育て支援事業の利用状況	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	26
5 施策の進捗評価	28
6 本町における子育て支援に関わる課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33
2 計画の基本方針	33
3 施策の体系図	34
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本方針Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実	40
推進施策1 地域における子育て支援サービス	40
推進施策2 保育サービス	41
推進施策3 地域における子育ての支援	43

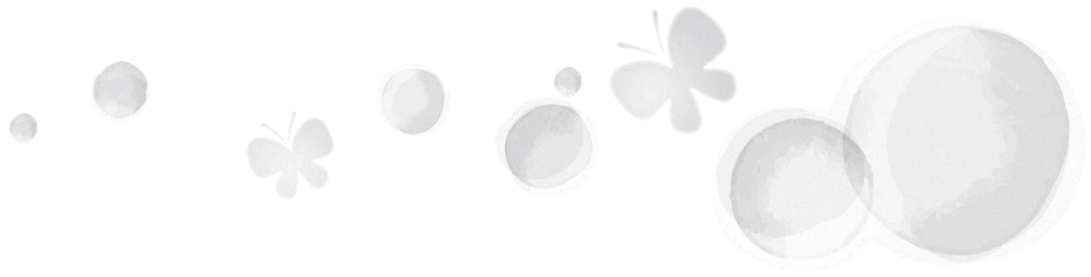
推進施策4 児童の健全育成	44
基本方針Ⅱ 母親と乳幼児の健康確保・増進	46
推進施策1 子どもや母親の健康の確保	46
推進施策2 食育	48
推進施策3 思春期保健対策	49
推進施策4 小児医療の充実	50
基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	51
推進施策1 次代の親の育成	51
推進施策2 学校の教育環境等の整備	52
推進施策3 家庭や地域の教育力	54
推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策	55
基本方針Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	57
推進施策1 良質な住宅の確保	57
推進施策2 安全な道路交通環境の整備	57
推進施策3 安心して外出できる環境の整備	58
推進施策4 安心・安全なまちづくり	59
基本方針Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立支援	61
推進施策1 多様な働き方の実現と働き方の見直し	61
推進施策2 仕事と子育ての両立の推進	62
基本方針Ⅵ 子ども等の安全の確保	63
推進施策1 交通安全の確保	63
推進施策2 犯罪等の被害から子どもを守るための活動	64
基本方針Ⅶ 要保護児童への対応	65
推進施策1 児童虐待防止対策	65
推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	66
推進施策3 障がい児施策	67
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	73
1 教育・保育事業等の提供区域	73
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	75
(1) 推計の手順	75
(2) 子ども人口の推計	76
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	77
(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み	78
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み	80
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保目標量	82
(1) 施設型事業	82
(2) 地域型保育事業	85
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	89

(1) 相談支援事業.....	89
(2) 訪問系事業.....	91
(3) 通所系事業.....	93
(4) その他事業.....	97
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	102
(1) 今後の放課後児童対策について	102
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	104
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	104
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	104
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	104
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	104
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	105
第6章 計画の推進・評価体制	109
1 計画の推進体制.....	109
2 計画の公表及び周知	109
3 計画の評価と進行管理	110
資 料 編.....	113
1 幼児教育・保育の無償化について	113
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	113
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	113
(3) 無償化の対象者・対象範囲等.....	114
2 東北町 子ども・子育て会議.....	116
(1) 設置要綱.....	116
(2) 委員名簿.....	117
3 用語解説	118

◆年号記載方法について

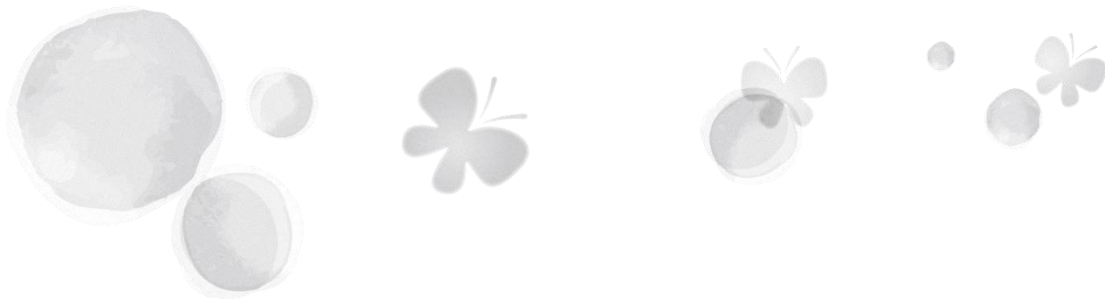
2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2024（令和6）年のように、西暦と和暦を併記しています。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としています。



第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を成立させ、平成27年から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、女性の就業率の上昇や、共働き家庭の増加を受け、待機児童の増加が問題となりました。

そのため、待機児童の解消を目指して、平成29年に「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿を整備することとしました。また、平成29年に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととしています。

令和5年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策は、こども家庭庁に移管されました。

このような状況の中、東北町では、多様な保育・子育て支援ニーズに応え、こども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、2015（平成27年）に第1期、2020（令和2年）に第2期の「東北町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました

次なる5か年計画では、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針【改正案について】」、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第2期計画事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、本町に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、少子化対策を確実に実施できるよう、県、町、地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

これを踏まえて、本町では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「第3期東北町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

2 計画の位置づけ

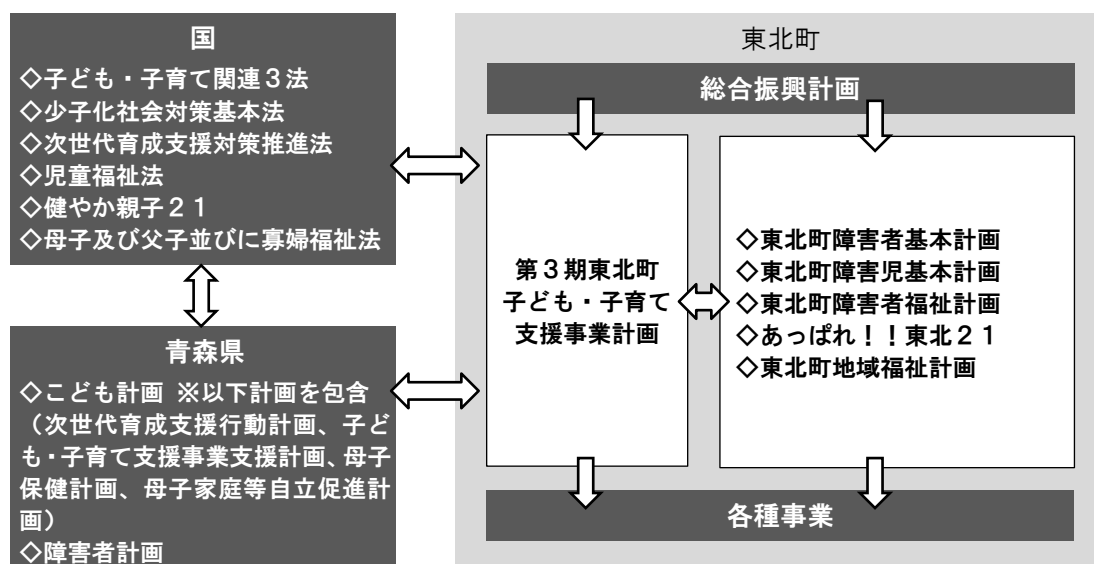
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2024（令和6）年5月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が令和17年3月まで延長されたため、これまで町が取り組んできた「次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、関連する「東北町総合振興計画」「東北町障害者基本計画」「東北町障害児基本計画」「東北町障害者福祉計画」「あっぱれ！！東北21」「東北町地域福祉計画」と整合性を図りました。

■ 他計画との連携



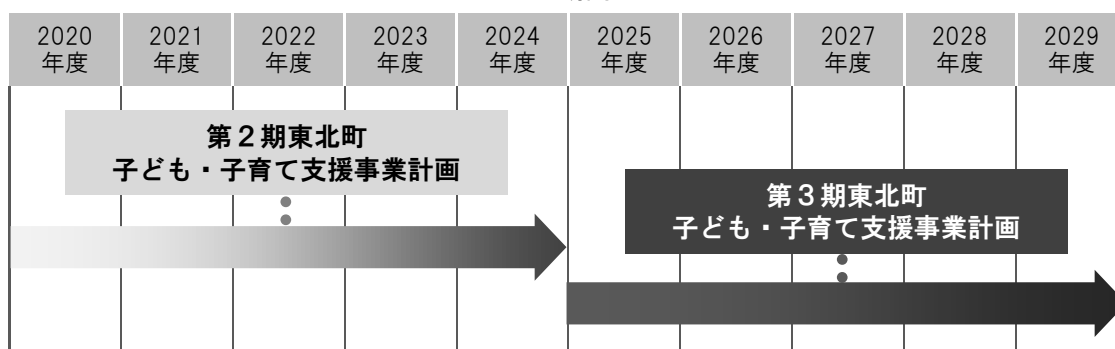
4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。

なお、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を対比して、必要がある（乖離がある）場合やその他国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「東北町子ども・子育て会議」等を通し、必要に応じて見直すものとします。



■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正概要

2024（令和6）年10月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行したことにより、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の5点が新たに位置づけられました。

① 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定すること。

② 児童発達支援センター等に関する事項の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定すること。



③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

④ 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した教育・保育を提供する施設・事業者の経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行うこと。

⑤ 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行うこと。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する改正

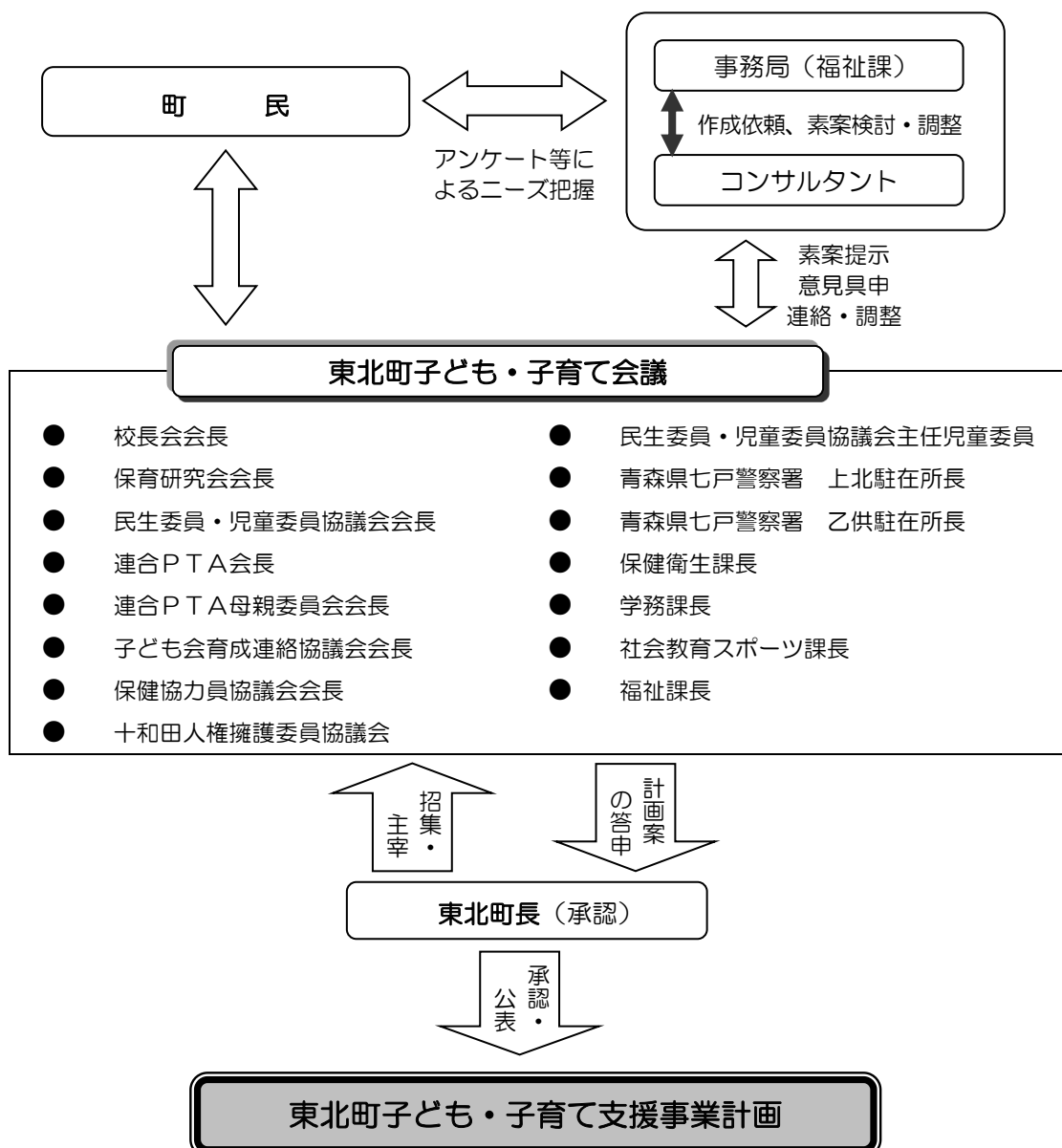
2022（令和４）年６月の改正によって、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を図ることとなりました。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、「東北町子ども・子育て会議」を設置し、子どもに関わる地域の関係者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求め、必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の子育て支援等に関わるニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（素案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、住民意見の反映に努めるとともに、庁内関係各課においても協議検討を行い、東北町を事業主体として策定しました。

■ 計画の策定体制

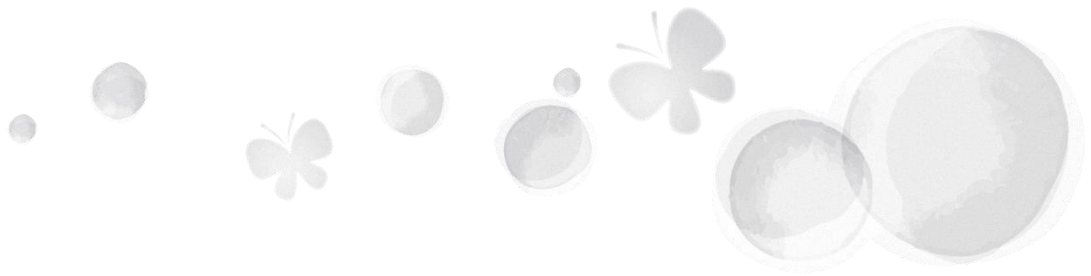




7 県や近隣市町村との連携

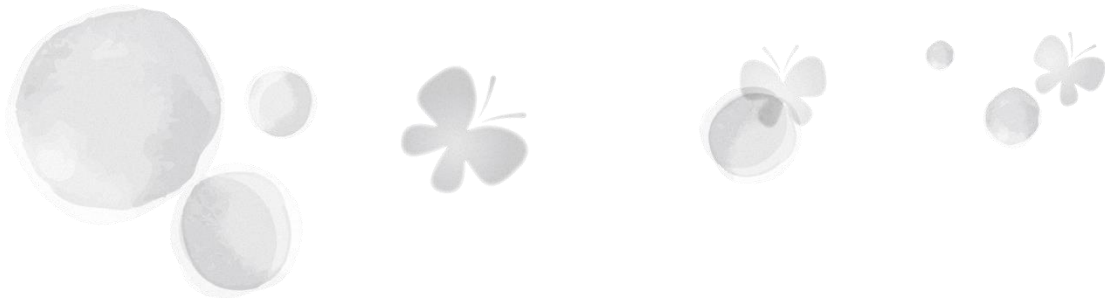
子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育施設等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題



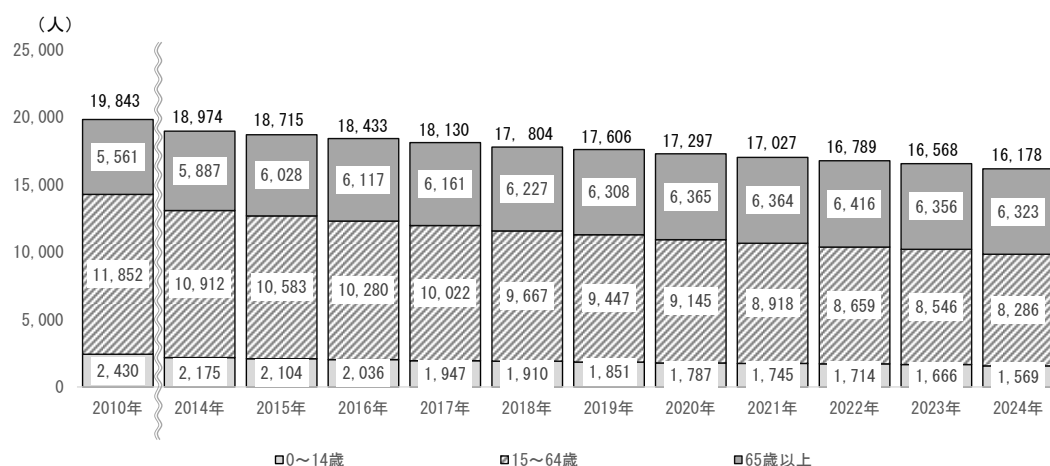
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口と子ども人口の状況

(1) 子ども人口等の推移

本町の人口は2014（平成26）年以降減少し、令和6年3月末で16,178人となっています。3階級別人口をみると、2014（平成26）年以降、65歳以上（老年人口）は2020（令和2）年まで増加し、その後は減少傾向となり、15～64歳（生産年齢人口）、0～14歳（年少人口）はともに減少が続いています。

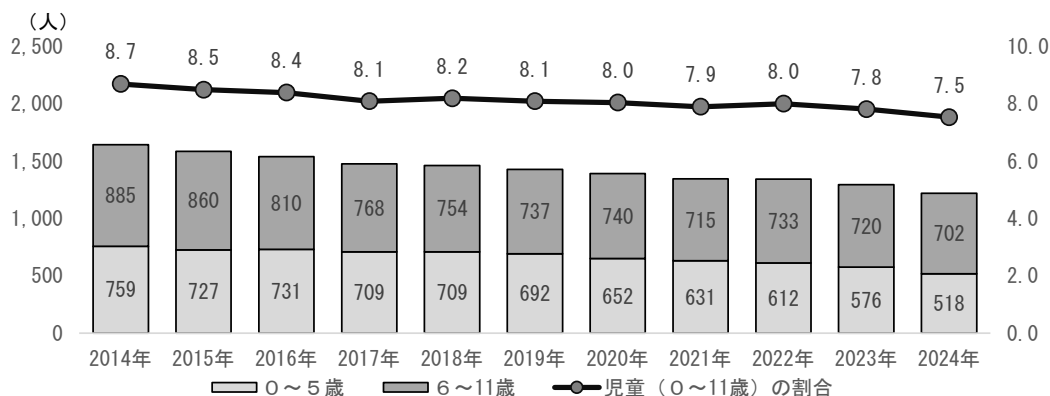
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

総人口に対する児童（0～11歳）の割合は、2014（平成26）年の8.7%から減少傾向にあり、2024（令和6）年には7.5%となり、1.2ポイント低くなっています。

■ 子ども人口の推移

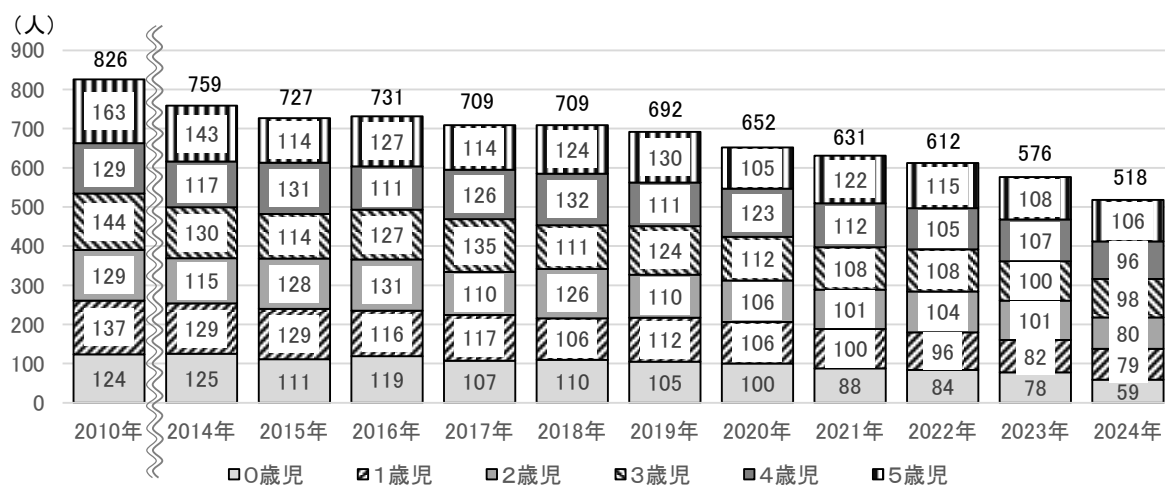


※児童（0～11歳）の割合は、総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2010（平成22）年から2024（令和6）年にかけて、いずれの年齢も増減を繰り返しながら減少傾向にあり、全体では308人（37.3%）減少しています。

■ 0～5歳児の人口推移

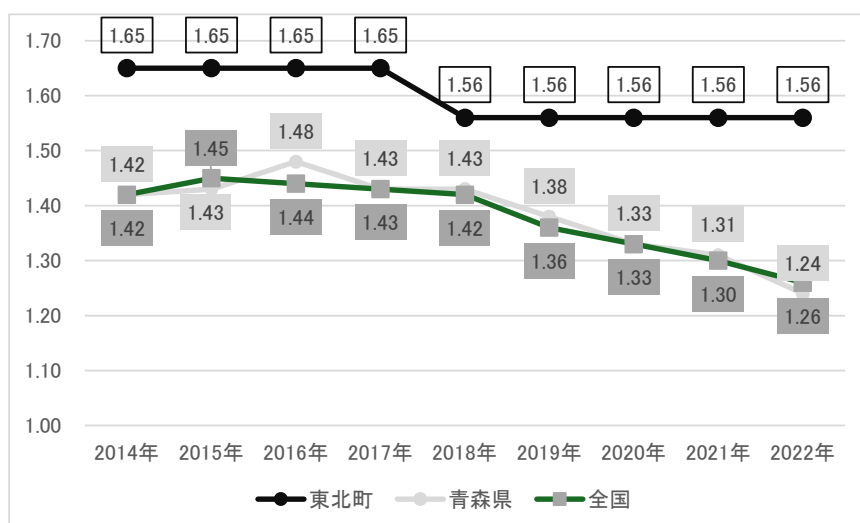


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、2014（平成26）年から2022（令和4）年にかけて、1.56から1.65の間で推移しており、すべての年代において全国と青森県よりも高くなっています。

■ 合計特殊出生率の推移



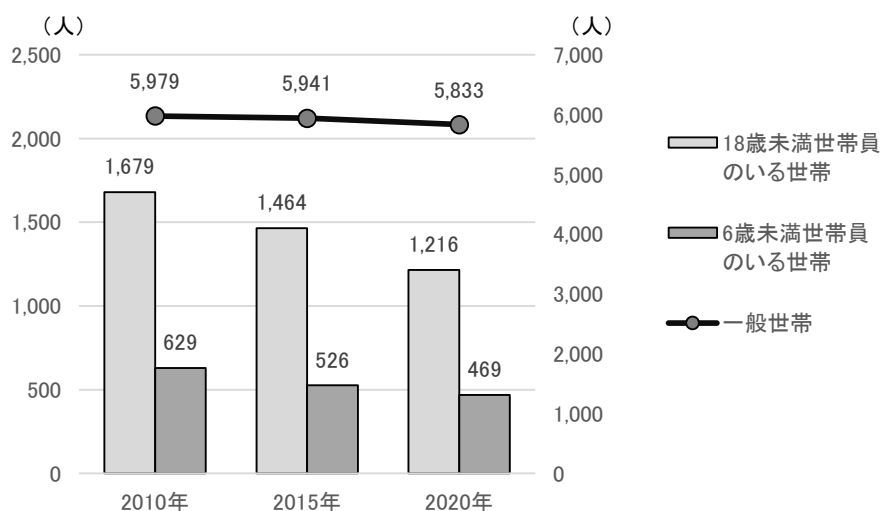
資料：県・全国：青森県人口動態統計
※市町村は国より合計特殊出生率が5年に1回通知

2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯いずれも減少しています。

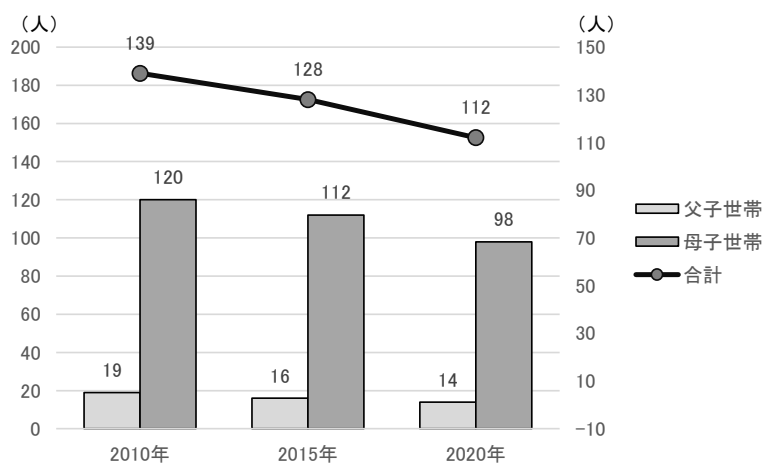
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

2010（平成22）年から2020（令和2）年のひとり親世帯の推移をみると母子世帯・父子世帯共に減少傾向にあります。

■ 母子・父子世帯の推移



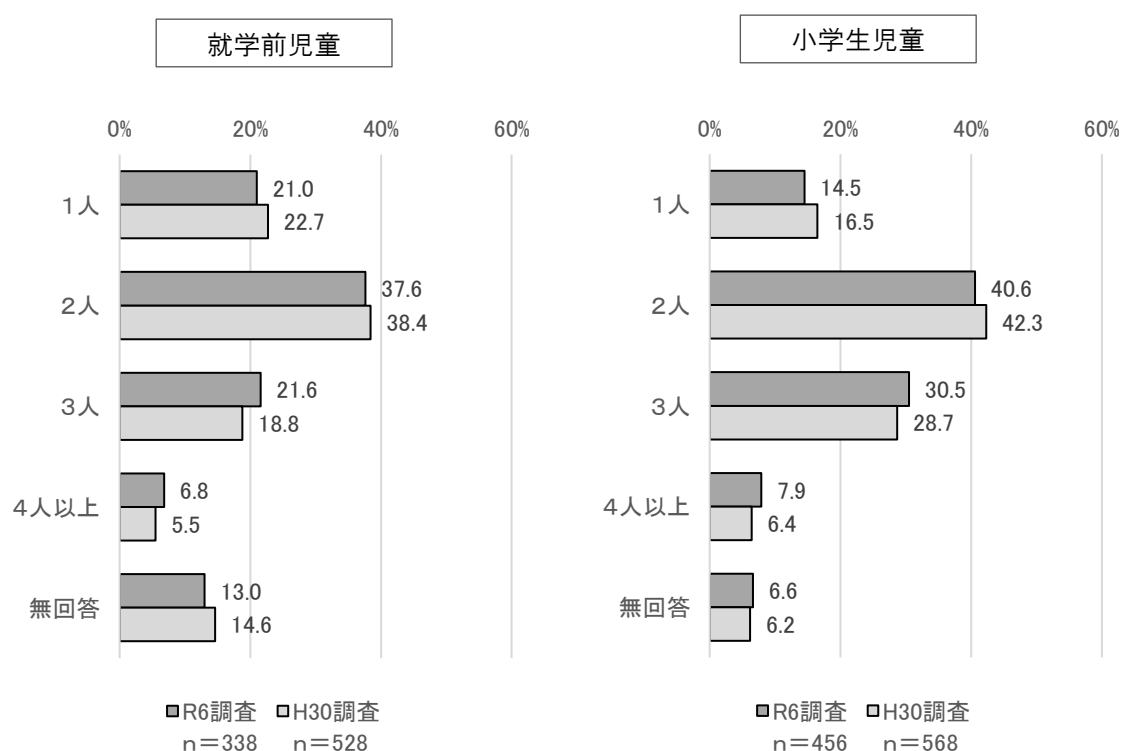
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子ども的人数と主な保育者の状況

就学前児童がいる世帯の子ども的人数をみると、「2人」(37.6%)が最も高く、次いで「3人」(21.6%)、「1人」(21.0%)となっています。前回調査(H30)と比較すると「1人」は1.7ポイント低くなっていますが、2人以上の子育て世帯は66.0%で3.3ポイント程度高くなっていますが、児童総数(n)は190人低くなっています。

小学生がいる世帯では、「2人」(40.6%)が最も高く、次いで「3人」(30.5%)、「4人以上」(7.9%)となっています。前回調査(H30)と比較すると「1人」は2.0ポイント低くなっていますが、2人以上の子育て世帯は79.0%で1.6ポイント程度高くなっています。

■ 子育て世帯の子ども人数

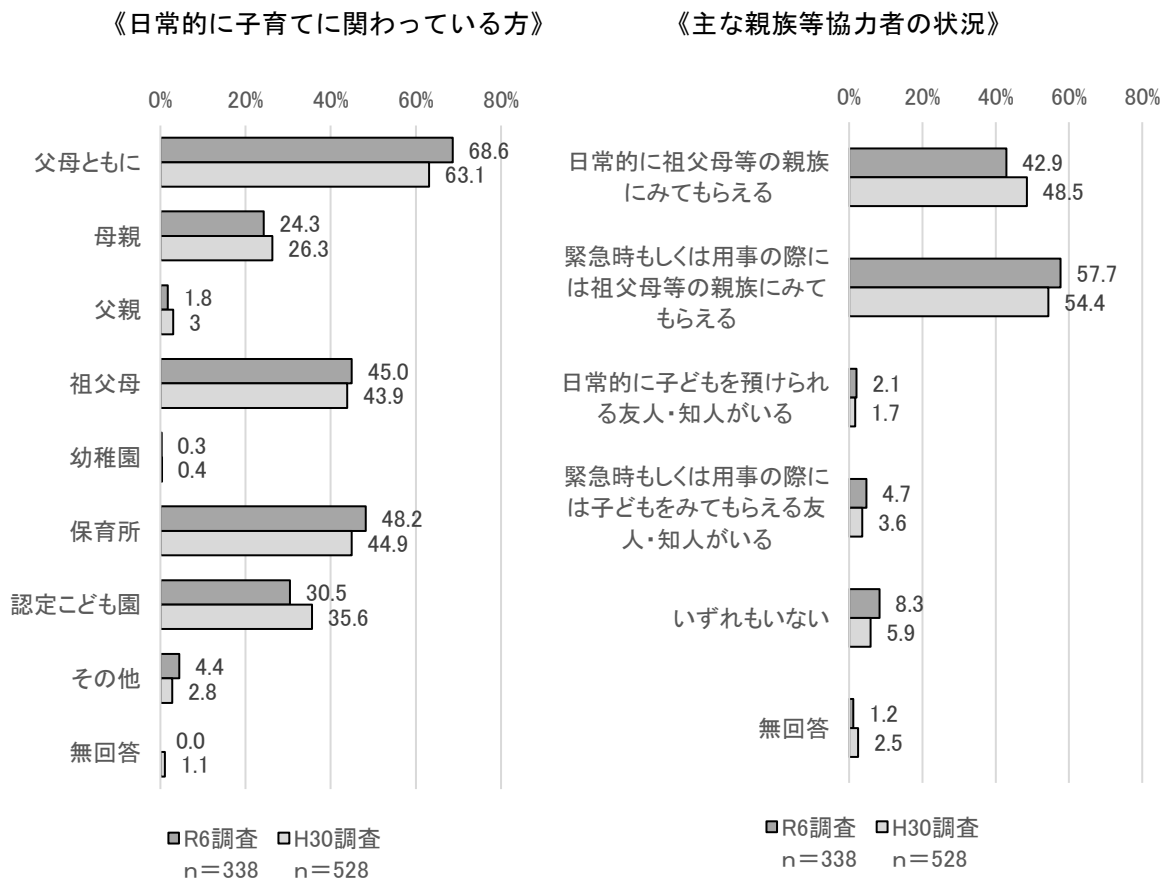


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（68.6%）が最も高く、次いで「保育所」（48.2%）、「祖父母」（45.0%）となっています。前回調査（H30）と比較すると、大きな増減はなく全ての区分において同程度で推移しています。

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は8.3%となっています。前回調査（H30）と比較すると2.4ポイント高くなっています。

就学前児童

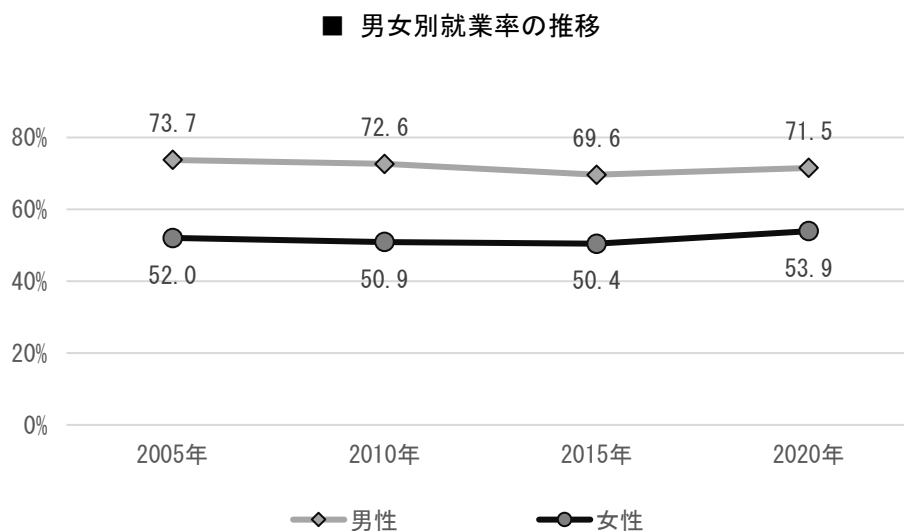


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

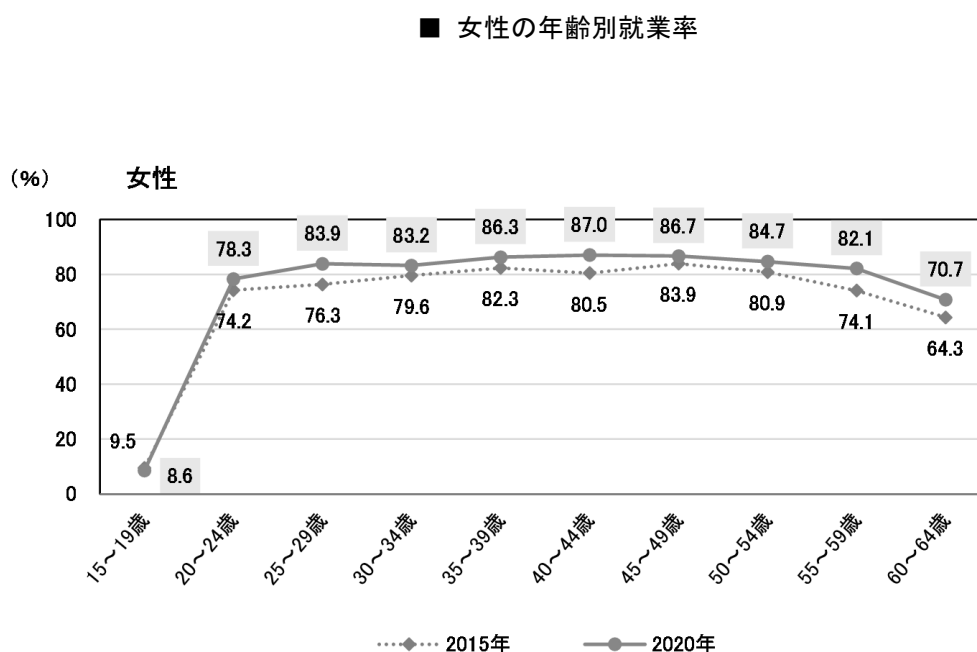
(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、2005（平成12）年から2020（令和2）年にかけて男性は減少し、女性は増加しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率をみると、2015（平成31）年と2020（令和2）年と比較すると、15～19歳を除くすべての年齢で増加しています。



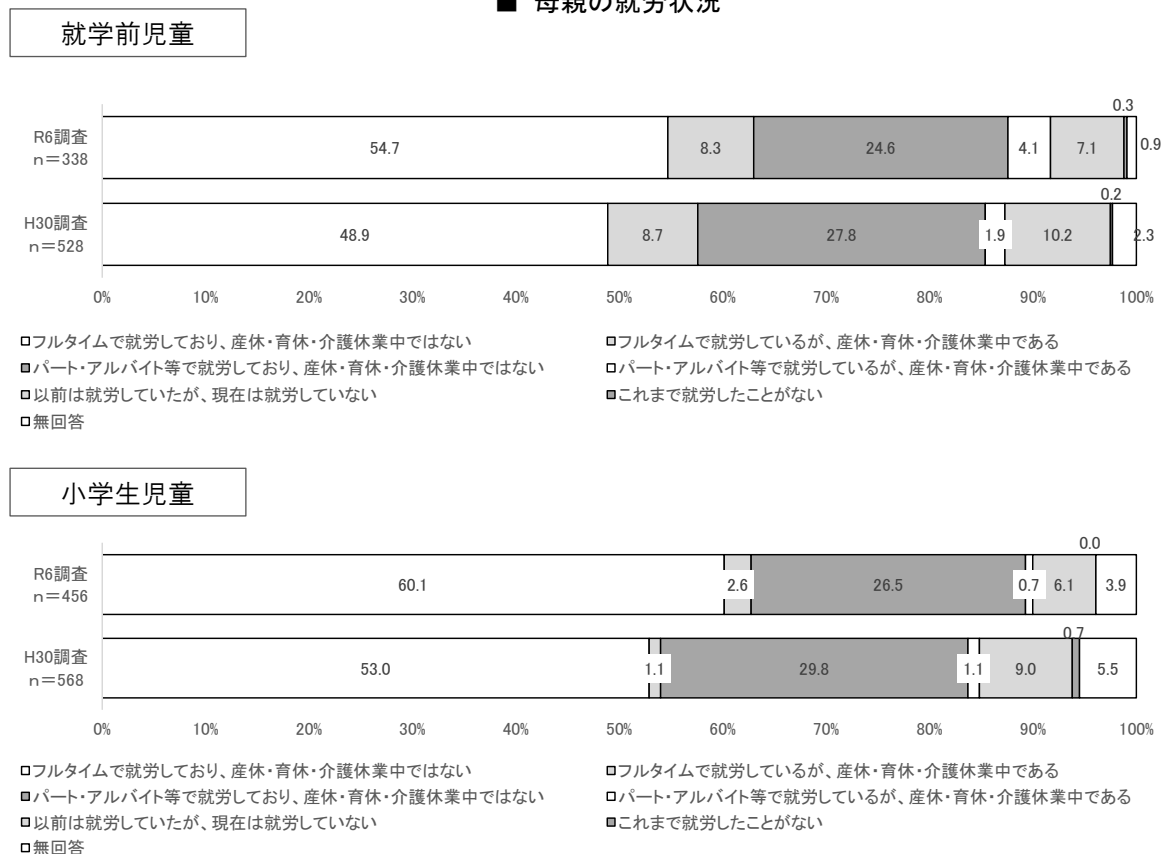
資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している母親は、就学前児童で91.7%、小学生で89.9%となっています。

前回調査（H30）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では4.4ポイント、小学生では4.9ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休暇を取得中の母親の割合は就学前児童1.8ポイント、小学生では1.1ポイント高くなっています。

■ 母親の就労状況



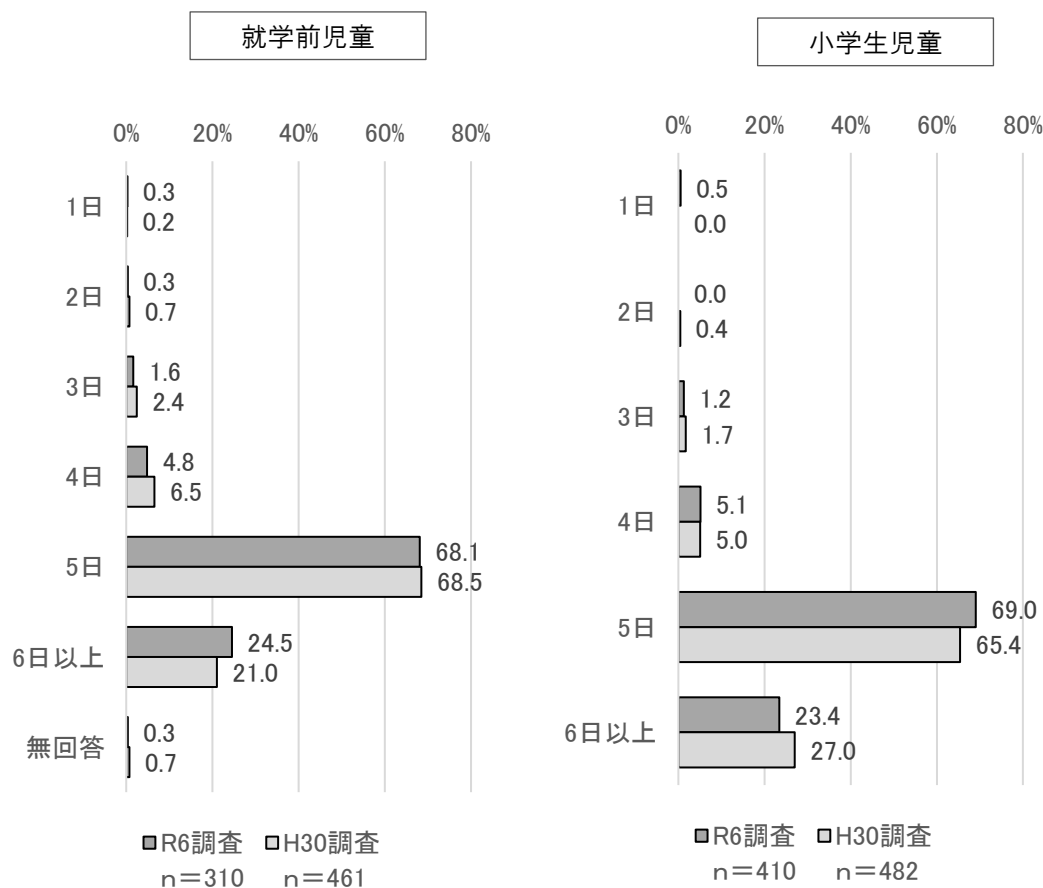
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の就労日数（1週当たり）をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（68.1%・69.0%）が最も高く、次いで「6日以上」（24.5%・23.4%）となっています。

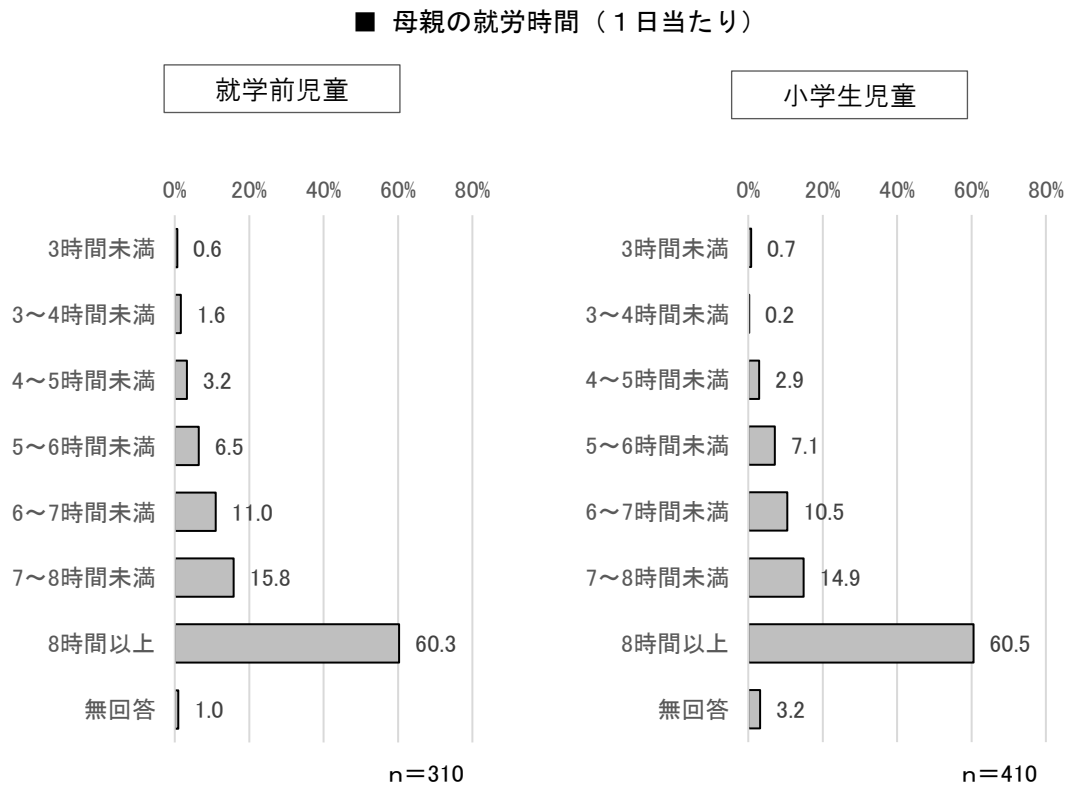
前回調査（H30）と比較すると、「5日」では就学前児童が0.4ポイント低く、小学生が3.6ポイント高くなっており、「6日以上」では就学前児童が3.5ポイント高く、小学生が3.6ポイント低くなっています。

■ 母親の就労日数（1週当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の就労時間（1日当たり）をみると、就学前児童・小学生ともに「8時間以上」（60.3%・60.5%）が最も高く、次いで「7～8時間未満」（15.8%・14.9%）となっています。

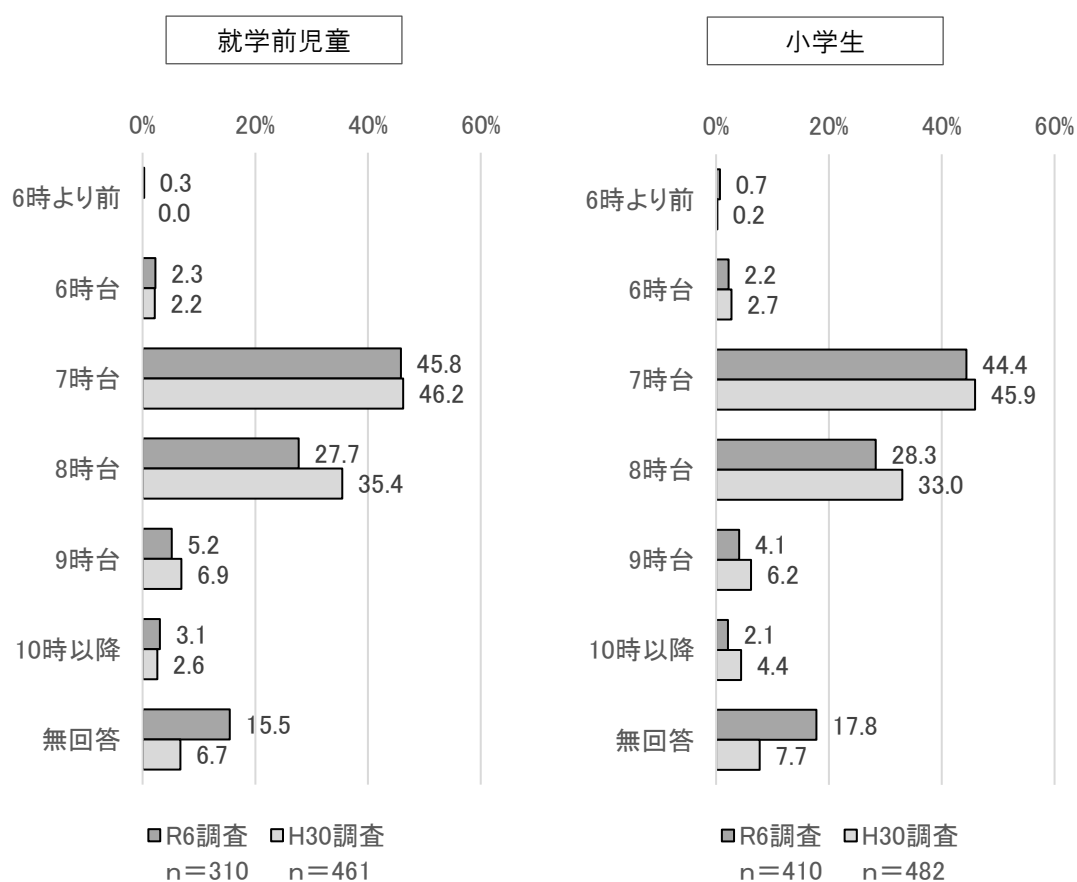


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（45.8%・44.4%）が最も高く、次いで「8時台」（27.7%・28.3%）となっています。

前回調査（H30）と比較すると、「7時台」では就学前児童が0.4ポイント、小学生が1.5ポイント、「8時台」では就学前児童が7.7ポイント、小学生が4.7ポイント低くなっています。

■ 母親の出勤時間

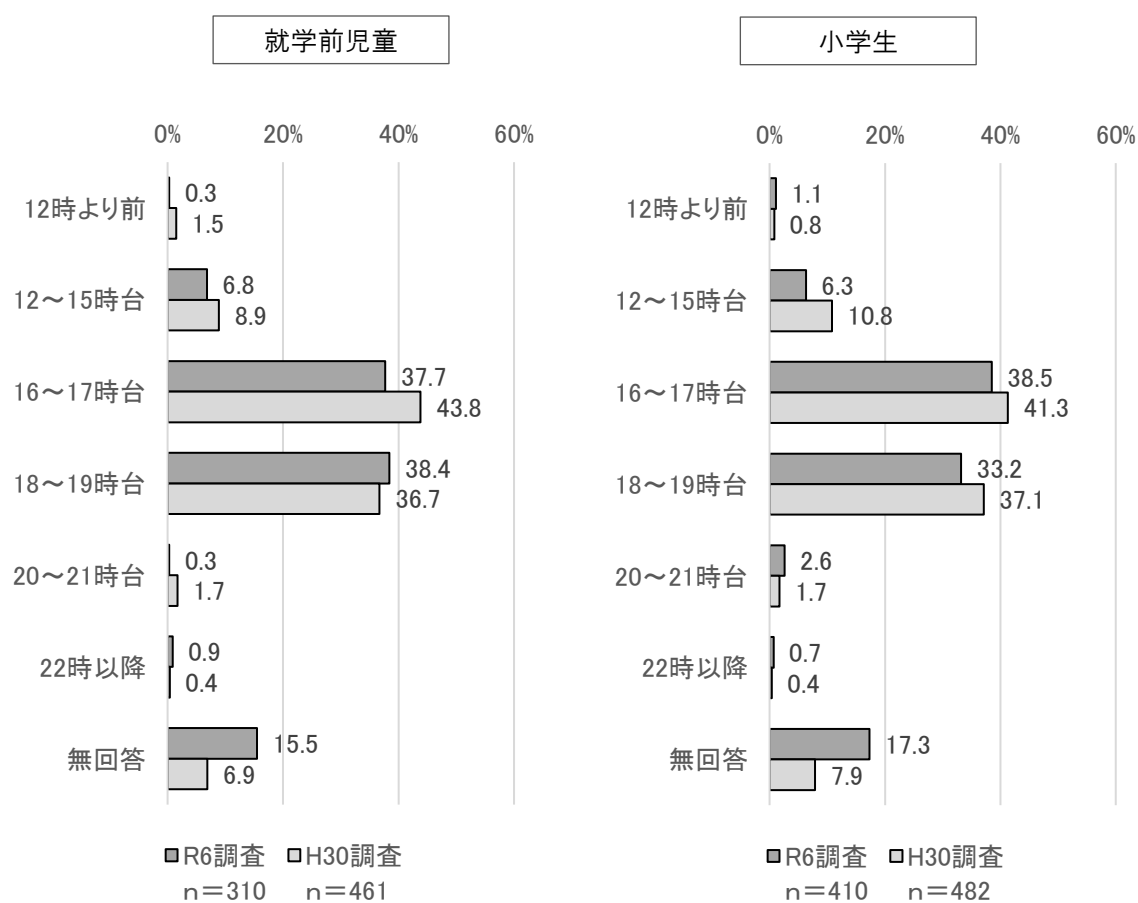


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童では「18～19時台」（38.4%）が最も高く、次いで「16～17時台」（37.7%）、小学生では「16～17時台」（38.5%）が最も高く、次いで「18～19時台」（33.2%）となっています。

前回調査（H30）と比較すると、「18時～19時台」では就学前児童が1.7ポイント高く、小学生が3.9ポイント低くなっており、「16時～17時台」では就学前児童が6.1ポイント低く、小学生が2.8ポイント低くなっています。

■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になった頃に就労したい」と回答した就労希望のある母親は、就学前児童で52.0%、小学生で46.4%となっています。前回調査（H30）と比較すると、就学前児童で15.3ポイント、小学生で2.7ポイント低くなっています。

また、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と回答した就労希望のない母親は、就学前児童で20.0%、小学生で21.4%となっています。

前回調査（H30）と比較すると、就学前児童は同程度、小学生で11.3ポイント低くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

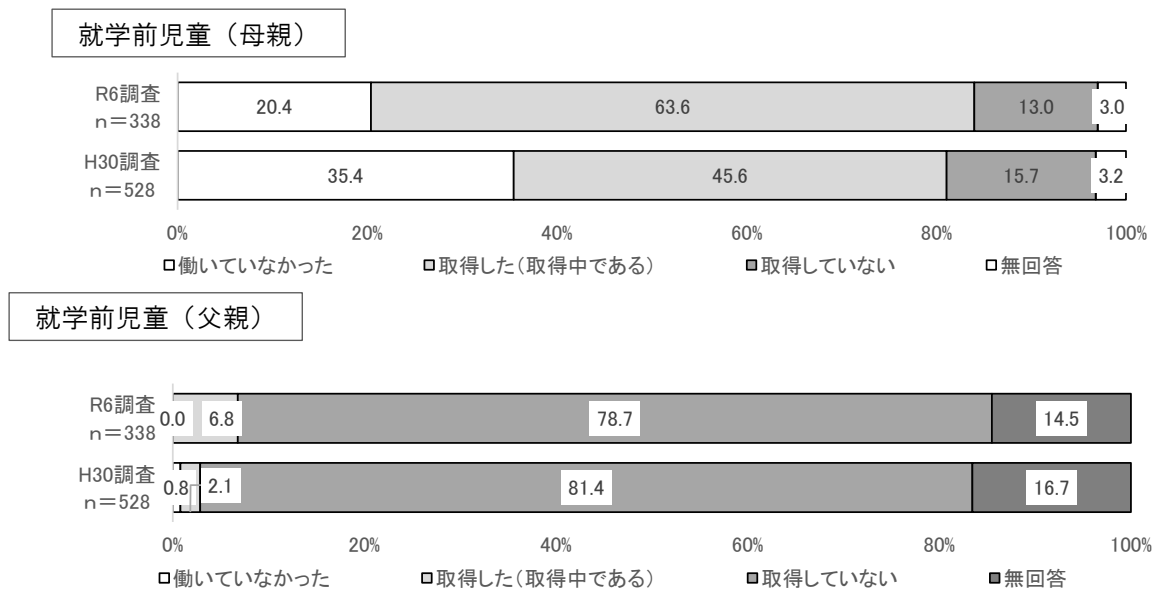


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度の利用状況

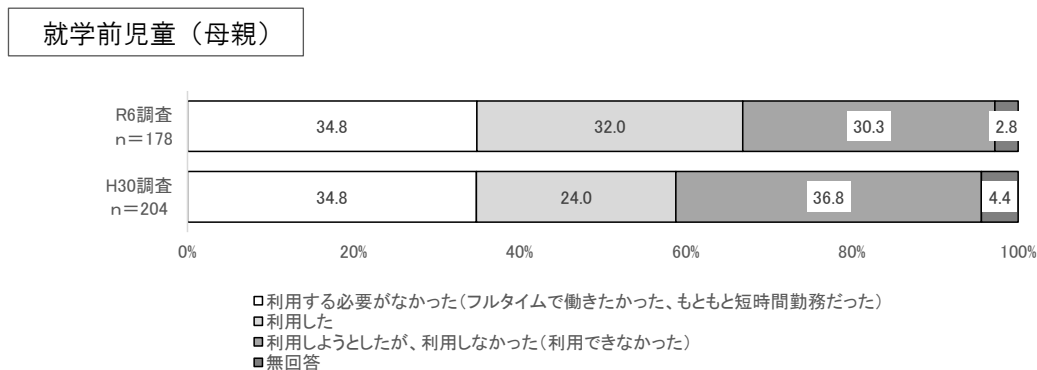
育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は（63.6％）で前回調査（H30）と比較すると18.0ポイント高くなっています。「取得していない」母親は（13.0％）で前回調査（H30）と比較すると2.7ポイント低く、父親は「取得した（取得中である）」は（6.8％）と極めて低く、前回調査（H30）より4.7ポイントの増加にとどまり、「取得していない」父親は（78.7％）で前回調査（H30）より2.7ポイント低くなっている状況です。

■ 育児休業制度の利用状況



短時間勤務制度を「利用した」母親は32.0％で前回調査（H30）より8.0ポイント高くなっています。「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」母親は30.3％で前回調査（H30）より6.5ポイント低くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



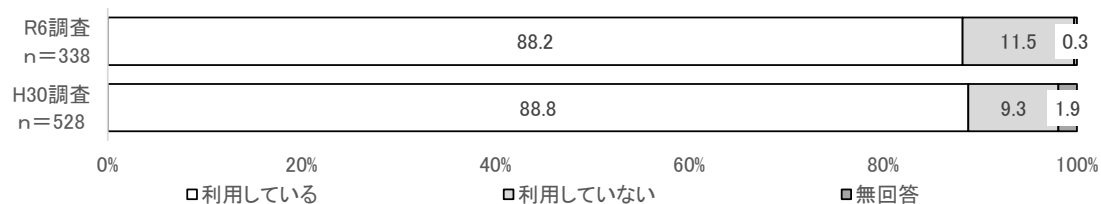
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、約9割が「利用している」(88.2%)と回答し、前回調査(H30)と同程度で推移しています。

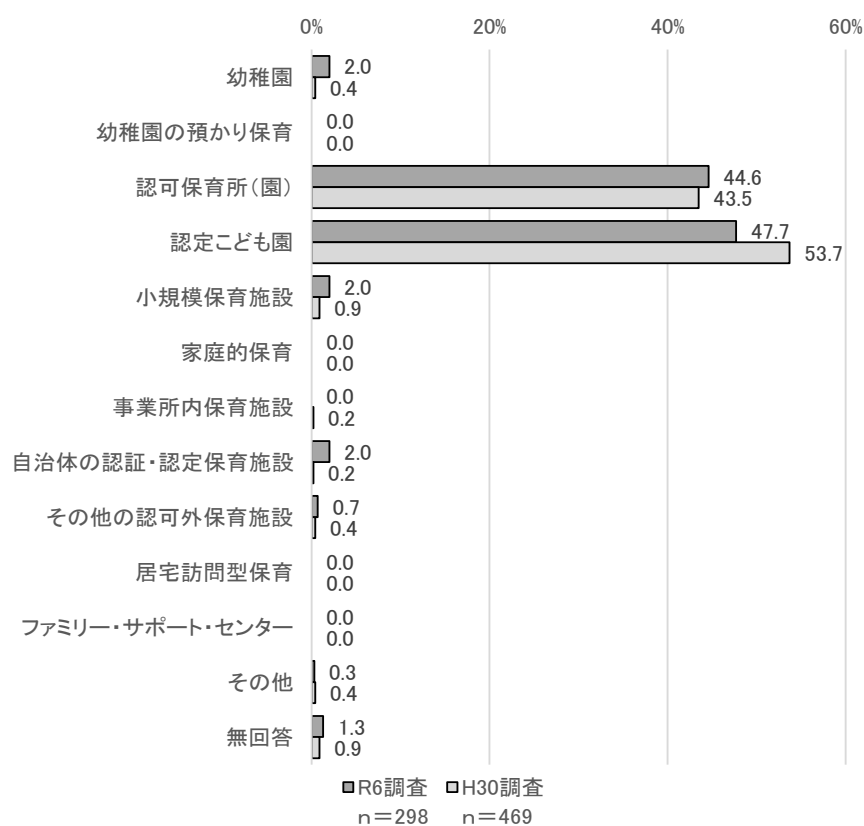
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用している事業は、「認定こども園」(47.7%)が最も高く、次いで「保育所」(44.6%)となっています。

前回調査(H30)と比較すると「認定こども園」、「保育所」とも同程度で推移しています。

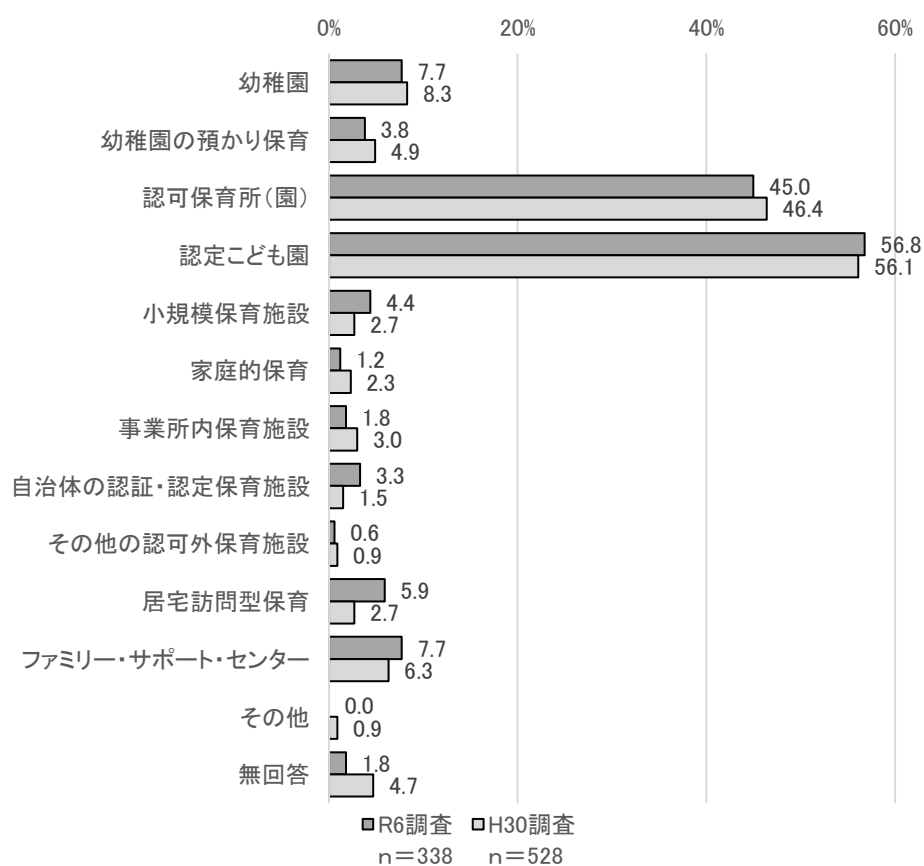
■ 利用している定期的な教育・保育事業



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用したい事業は、「認定こども園」(56.8%)が最も高く、次いで「保育園」(45.0%)となっています。前回調査(H30)と比較すると「認定こども園」、「保育所」とも同程度で推移しています。

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業

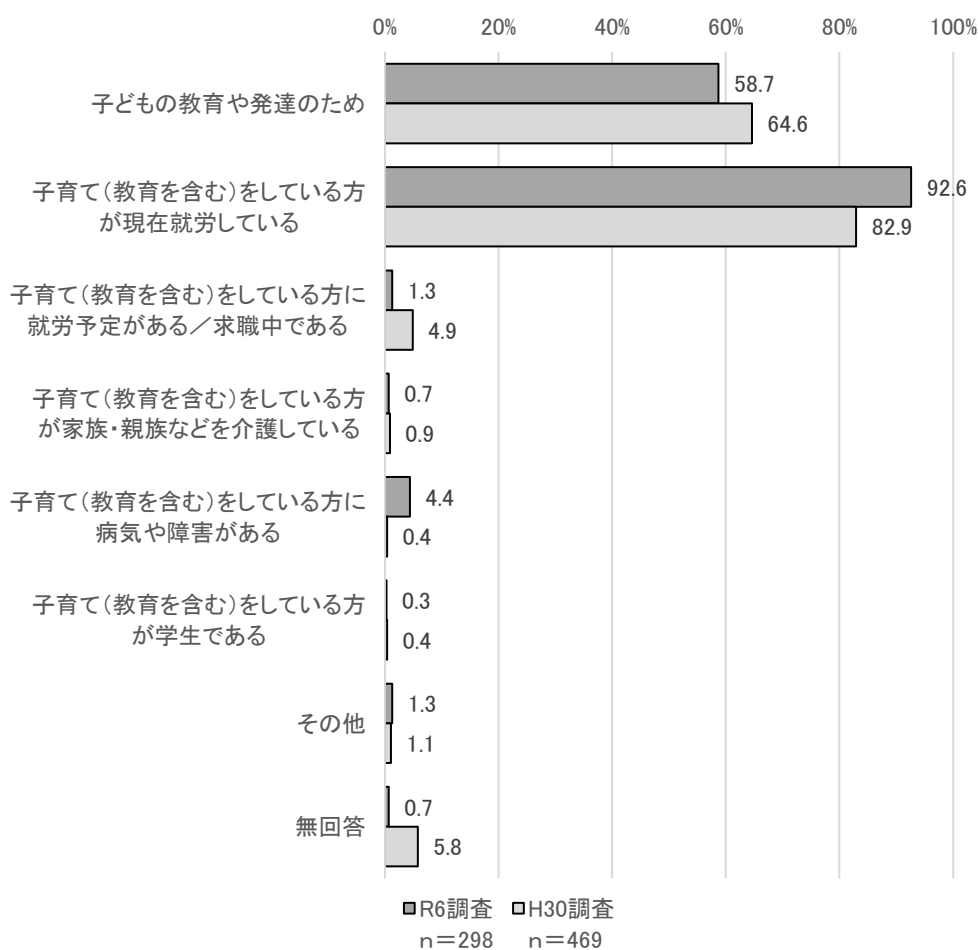


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(92.6%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(58.7%)となっています。前回調査(H30)と比較すると、「子どもの教育や発達のため」が5.9ポイント下がり、「子育てをしている方が現在就労している」が9.7ポイント高くなっています。

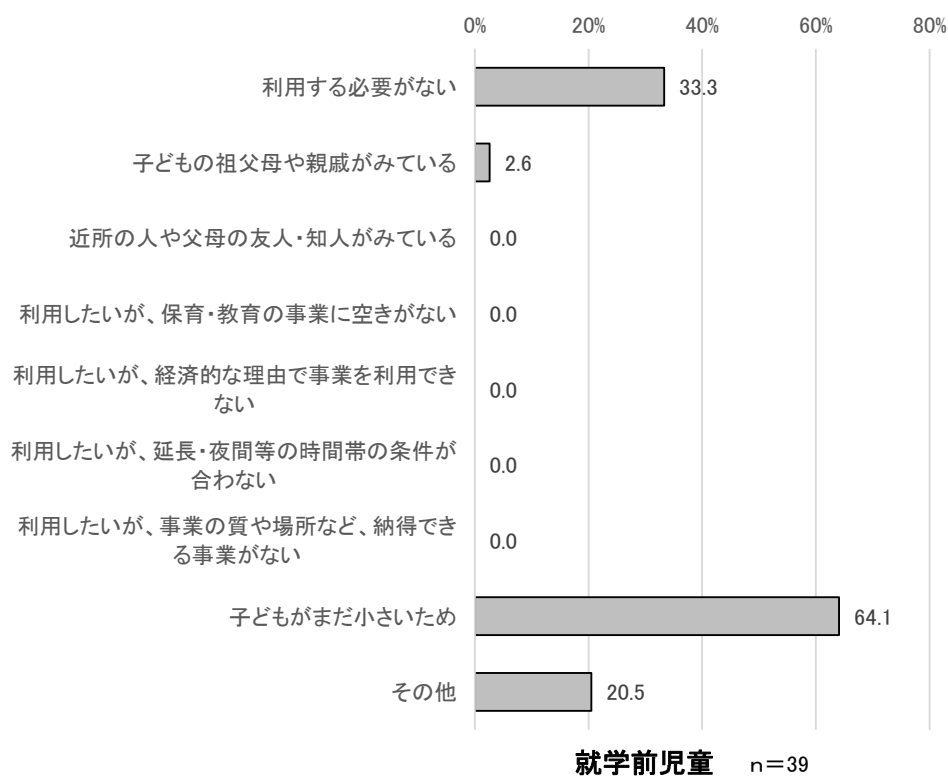
■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



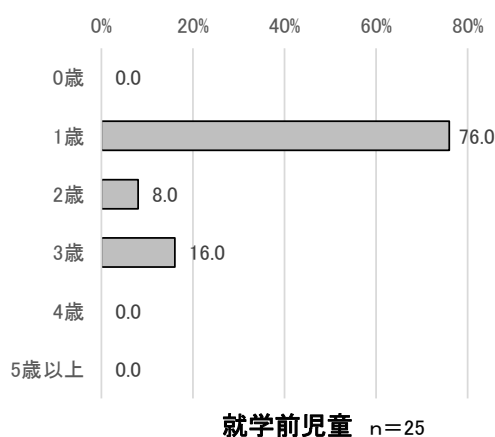
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

平日に教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(64.1%)が最も高く、次いで「利用する必要がない」(33.3%)となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方の大半が「1歳」で利用したいと考えています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

第2期計画は、7つの基本方針と23施策127事業により構成されています。

その進捗評価をみると、目標を達成できた64事業（50.4%）、推進できた38事業（29.9%）、実施中である21事業（16.5%）、実施したが見直しが必要4事業（3.1%）、未実施0事業（0.0%）でした。

見直しが必要な事業は、「基本方針Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実」の「（１）地域における子育て支援サービス」の2事業と「（３）地域における子育ての支援」の1事業、「基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備」の「（１）次代の親の育成」の1事業で計4事業となっています。

■ 第2期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	127	64	38	21	4	0
基本方針Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実	30	14	6	7	3	0
（１）地域における子育て支援サービス	6	2	0	2	2	0
（２）保育サービス	8	7	1	0	0	0
（３）地域における子育ての支援	5	3	0	1	1	0
（４）児童の健全育成	11	2	5	4	0	0
基本方針Ⅱ 母親と乳幼児の健康確保・増進	29	22	4	3	0	0
（１）子どもや母親の健康の確保	18	16	2	0	0	0
（２）食育	4	3	1	0	0	0
（３）思春期保健対策	6	2	1	3	0	0
（４）小児医療の充実	1	1	0	0	0	0
基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	23	1	15	6	1	0
（１）次代の親の育成	4	1	0	2	1	0
（２）学校の教育環境等の整備	11	0	11	0	0	0
（３）家庭や地域の教育力	4	0	0	4	0	0
（４）子どもを取り巻く有害環境対策	4	0	4	0	0	0
基本方針Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備	9	7	1	1	0	0
（１）良質な住宅の確保	0	0	0	0	0	0
（２）安全な道路交通環境の整備	3	2	1	0	0	0
（３）安心して外出できる環境の整備	2	1	0	1	0	0
（４）安心・安全なまちづくり	4	4	0	0	0	0
基本方針Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立支援	4	2	0	2	0	0
（１）多様な働き方の実現と働き方の見直し	1	0	0	1	0	0
（２）仕事と子育ての両立の推進	3	2	0	1	0	0
基本方針Ⅵ 子ども等の安全の確保	10	4	5	1	0	0
（１）交通安全の確保	5	2	3	0	0	0
（２）犯罪等の被害から子どもを守るための活動	5	2	2	1	0	0

基本方針Ⅶ 要保護児童への対応	22	14	7	1	0	0
(1) 児童虐待防止対策	4	3	1	0	0	0
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	6	5	0	1	0	0
(3) 障がい児施策	12	6	6	0	0	0

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は88.2%、「利用していない」保護者は11.5%となっています。利用していない理由としては、子どもがまだ小さいため(口歳くらいになったら利用しようと考えている)(64.1%)が最も多く、そのうち利用を希望する子供の年齢としては「1歳」(76.0%)と多くなっています。

利用している保護者のうち、「認定こども園」の利用は47.7%、「認可保育所」は44.6%となっていますが、保護者が希望する事業は「認定こども園」(56.8%)、「認可保育所」(45.0%)、「幼稚園」(7.7%)、「ファミリーサポートセンター」(7.7%)、「幼稚園の預かり保育」(3.8%)となっており、いずれも実際の利用状況よりも利用希望の方が高い状況です。現在の未利用者が利用できるような条件等の再確認を行い、教育・保育事業の利用につなげることが必要になるとともに、幼児教育・保育の無償化による影響も考慮した、教育・保育事業量の確保が必要となります。また保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の保護者の9割は子育てに関して周囲から協力者を得られる状況ですが、祖父母等の親族や友人・知人にみてもらえるケースでも、そのうちの約2割が「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。また、気軽に相談できる相手の有無をみると、相手が「いる／ある」が87.6%を占めていますが、公的機関が設置している相談窓口(相手)の状況をみると、「保健センター」(10.1%)、「子育て支援施設」(2.4%)、「東北町役場福祉課児童福祉係」(1.0%)は相談頻度が低い状況です。個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、公的な相談機関を活用してもらえるよう、周知徹底・普及、相談体制の整備について再検討する必要があります。



課題3 地域子育て支援事業の周知・整備

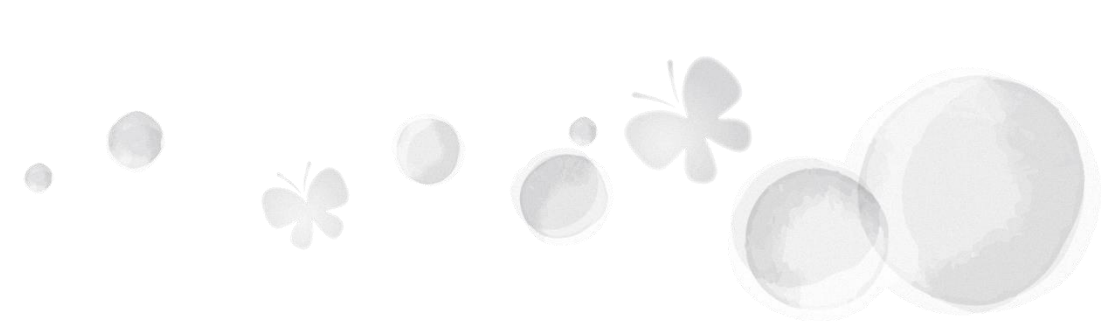
子育て支援事業の周知度をみると、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(72.8%)、「保健センターの情報・相談事業」(71.9%)が上位を占めている一方で、「教育相談センター・教育相談室」(34.3%)、「家庭教育に関する学級・講座」(20.1%)の周知度は低い状況です。今後の利用希望が高い事業は、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」(44.7%)、「町発行広報誌に記載している『子育て支援情報』」(42.3%)、「保健センターの情報・相談事業」(40.2%)となり、ともに4割以上となっており、子育て支援事業の利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、保護者には利用勧奨の取組が必要となります。

課題4 放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の期間の利用は、就学前児童で29.6%、小学生で43.4%となっています。小学校高学年の期間では就学前児童で18.6%、小学生で45.8%となり、子どもの放課後の安全な過ごし場所として、一定の役割を担っています。今後も子どもの成長につながる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

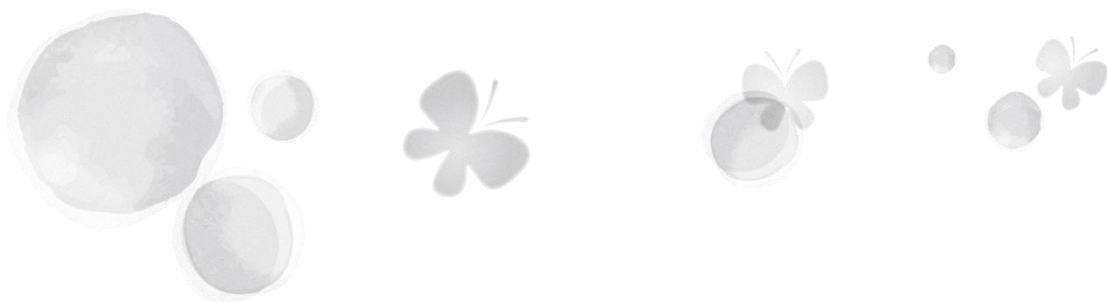
課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得又は取得中の母親は73.1%、父親は6.8%となっており、父親の取得状況が低いことがわかります。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は32.0%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「給与が減額される」を上位にあげています。以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善していく必要があります。また、父親の育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を進める必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

未来を創る子どもたち一人ひとりが、健やかに成長し、豊かな人間性や主体性を持ち、将来に夢を抱くことは誰もが願うことです。そのためには、子どもを持つ家庭が安心して子育てをすることができ、子育てに喜びを感じる環境がかかせません。社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくことで、子どもたちがこれからの社会を支える一員として自立した大人へと成長していくことを目指します。

今期も第1期計画で掲げた基本理念を継承し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を行い、加えて、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進します。

《基本理念》

みどりの大地と小川原湖に彩られた環境の中
子どもが健やかに育つ・いのち輝くまち・とうほく

2 計画の基本方針

町の施策は、親子（自助）・地域（共助）・行政（公助）の視点から、以下のとおり具体的な施策方針として展開していきます。

基本方針Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

基本方針Ⅱ 母親と乳幼児の健康確保・増進

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

基本方針Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

基本方針Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立支援

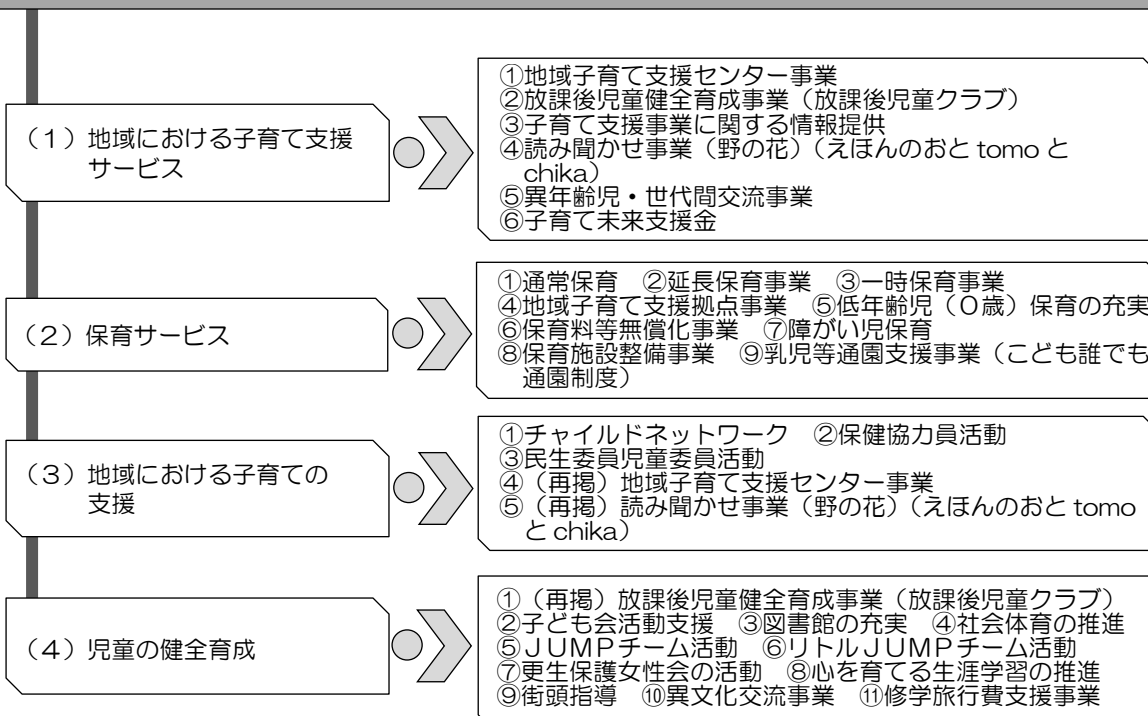
基本方針Ⅵ 子ども等の安全の確保

基本方針Ⅶ 要保護児童への対応

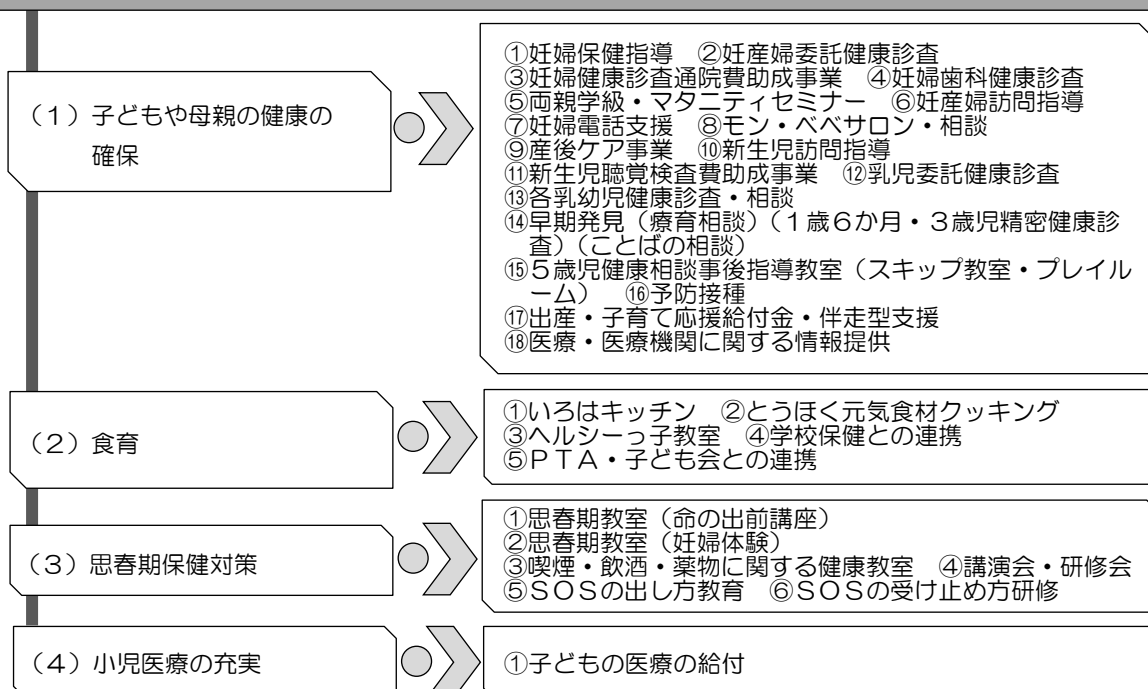
3 施策の体系図

みどりの大地と小川原湖に彩られた環境の中
子どもが健やかに育つ・いのち輝くまち・とうほく

I 地域における子育て支援サービスの充実



II 母親と乳幼児の健康確保・増進



Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

- ①(再掲) 思春期教室(命の出前講座)
- ②(再掲) 異年齢児・世代間交流事業
- ③(再掲) 講演会・研修会
- ④男女共同参画の意識普及(講演会・広報)等

(2) 学校の教育環境等の整備

- ①授業の充実 ②道徳教育の充実 ③特別活動の充実
- ④体育・健康教育の充実 ⑤生徒指導の充実
- ⑥キャリア教育の推進 ⑦国際化に対応する教育の推進
- ⑧情報化に対応する教育の推進 ⑨環境教育の推進
- ⑩特別支援教育の充実 ⑪研修の実施

(3) 家庭や地域の教育力

- ①(再掲) 子ども会活動支援
- ②(再掲) 読み聞かせ事業(野の花)(えほんのおと tomo と chika)
- ③スポーツ少年団 ④(再掲) 講演会・研修会

(4) 子どもを取り巻く
有害環境対策

- ①巡回指導 ②喫煙防止 ③情報化社会への対応

Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

(2) 安全な道路交通環境の整備

- ①歩道の確保 ②交通安全教室
- ③チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR

(3) 安心して外出できる
環境の整備

- ①公共施設の整備 ②危険箇所の点検実施

(4) 安心・安全なまちづくり

- ①危機管理への対応 ②(再掲) 危険箇所の点検実施
- ③広報等による啓発活動 ④防犯灯の設置推進

Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立支援

(1) 多様な働き方の実現と
働き方の見直し

- ①男女共同参画の普及

(2) 仕事と子育ての両立の推進

- ①保育サービス
- ②(再掲) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ③(再掲) 男女共同参画の普及

Ⅵ 子ども等の安全の確保

(1) 交通安全の確保

- ①(再掲) 歩道の確保 ②(再掲) 交通安全教室
- ③(再掲) チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR
- ④新入学時の街頭指導

(2) 犯罪等の被害から
子どもを守るための活動

- ①(再掲) 喫煙防止 ②(再掲) 情報化社会への対応
- ③パトロール活動 ④子ども110番の家

Ⅶ 要保護児童への対応

(1) 児童虐待防止対策

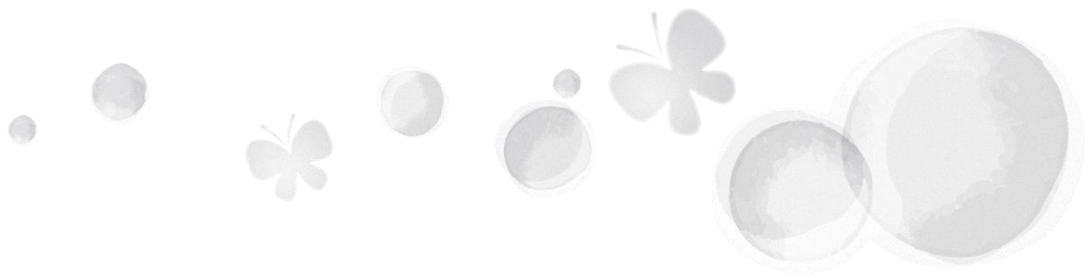
- ①児童相談窓口 ②要保護児童対策地域協議会
- ③民生児童委員連絡協議会
- ④関係機関との定期的な情報交換会
- ⑤こども家庭センターの設置

(2) ひとり親家庭等の自立支援
の推進

- ①ひとり親家庭医療費助成事業 ②児童扶養手当
- ③遺児援護対策費 ④優先的利用支援の促進
- ⑤相談体制の充実 ⑥支援内容の情報提供

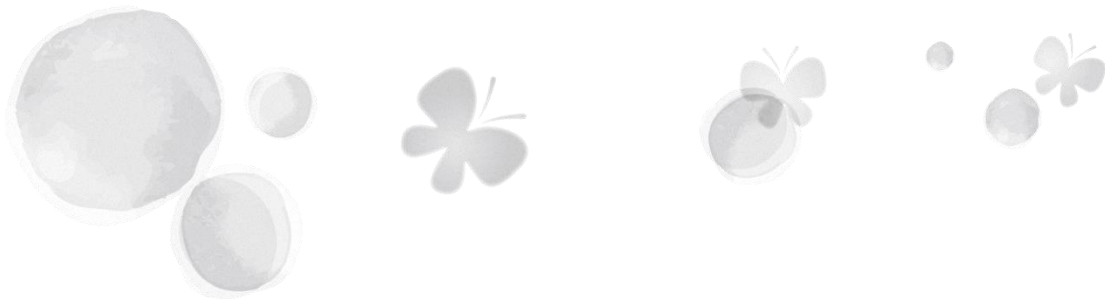
(2) 障がい児施策

- ①(再掲) 早期発見(療育相談)(1歳6か月・3歳児精密健康診査)(ことばの相談)
- ②5歳児健診事後指導教室(スキップ教室・プレイルーム) ③ニーズの把握 ④各種障がい者手帳
- ⑤障がい福祉サービス ⑥住宅サービスの充実
- ⑦ことばの教室
- ⑧ことばと聞こえの教室及び肢体不自由児施設等通級
- ⑨療育医療・育成医療
- ⑩特別児童扶養手当 障がい児福祉手当
- ⑪(再掲) 障がい児保育
- ⑫(再掲) 関係機関との定期的な情報交換会



第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

2024（令和6）年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られます。次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）も改正されました。

本町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）より一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第2期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2024（令和6）年度までに行い、2025（令和7）年度からの5か年を期間とする本計画においても必要な施策を盛り込みました。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正や本町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、必要な施策について追加・修正を行いました。

第2期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

- 「A」：目標を達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本方針Ⅰ 地域における子育て支援サービスの充実

推進施策1 地域における子育て支援サービス

現状と課題

- 令和3年度より1学校区で放課後子ども教室から児童クラブへ移行し、令和4年度から全3小学校区で放課後児童クラブを実施しています。
- 子育て支援センターでは、新型コロナウイルスの流行から頻繁に活動休止を余儀なくされ、再開後も利用者が激減し、費用対効果が見込めないことから同センターを廃止し、同様の相談事業や子育て交流を行っている地域子育て支援拠点事業及び母子保健の利用者支援事業の利用を案内しています。
- 第2期計画の評価結果では、子育て支援センター事業の見直しが必要となっています。

今後の推進策

- 現在、余裕教室がないことから、現在学校敷地外で児童クラブを開設しているクラブがあるが、今後、人口減少等による学級編成により余裕教室が生じた場合は学校敷地内での児童クラブ開設も視野に入れ、利用者が過ごしやすい環境の構築を目指し運営していきます。
- 子育て支援センター事業では、同センターを廃止したことから、家庭保育者のリフレッシュ、育児相談、仲間作りの場として、地域子育て支援拠点事業及び母子保健の利用者支援事業のより一層の周知に務め、利用者の増加を図っていきます。

事業の評価等

①地域子育て支援センター事業	担当課：福祉課	評価：D
○地域子育て支援センターを廃止したことから、家庭保育者のリフレッシュ、育児相談、仲間作りの場として、地域子育て支援拠点事業及び母子保健の利用者支援事業のより一層の周知に務め、利用者の増加を図ります。		
②放課後児童健全育成事業	担当課：福祉課	評価：A
○令和4年度から全3小学校区で放課後児童クラブを実施し、年間250日以上開設し、利用申込みに対し待機児童を出すことなく受け入れることができています。 現在、余裕教室がないことから、現在学校敷地外で児童クラブを開設しているクラブがあるが、今後、人口減少等により余裕教室が生じた場合は学校敷地内での児童クラブ開設も視野に入れ、利用者が過ごしやすい環境の構築を目指し運営します。		
③子育て支援事業に関する情報提供	担当課：福祉課	評価：C
○子育て支援事業に関するパンフレット等を来庁者の目につきやすく、手に取りやすいよう福祉課窓口や役場町民コーナーに設置しています。また、必要に応じ園にポスター掲示なども依頼しています。今後も継続して推進します。		

④読み聞かせ事業 (野の花)(えほんのおと tomo と chika)	担当課：図書館	評価：C
○小学校、保育園（所）を訪問して読み聞かせ会を実施しています。絵本専門士の読み聞かせ会では、ピアニストと一緒にいきいき音楽と融合させた内容で、県内でもほかになく読み聞かせ会となっており、訪問先からの要望が高い状況です。 小学校、保育園（所）からの要望が多く寄せられおり、今後も内容を充実させ、継続実施します。		
⑤異年齢児・世代間交流事業	担当課：福祉課 社会教育スポーツ課	評価：D
○園児の老人福祉施設訪問も、新型コロナウイルスの流行から訪問中止となり、その後は老人福祉施設からの訪問依頼がなくなり、現在は実施できていない状況です。 町内小学生は高齢者「いきいき教室」を通して、高齢者を先生に昔遊び体験にて世代間交流を実施しています。 現在、各園で小学校との異年齢児交流の実施を目指しており、異年齢児との交流を通してスムーズな進級や交流を深められるよう実施に向け協議が進められています。 高齢者の生きがいづくり・活躍の場の提供と、子どもたちの総合学習の時間を連携させ、地域と学校の協働活動促進に向け、今後も継続して事業を推進します。		
⑥子育て未来支援金	担当課：福祉課	評価：A
○東北町での長期的な子育てに係る負担軽減と子どもの健やかな成長を支援することを目的として、第2子から出生、小学校入学、中学校入学のタイミングで給付金を支給しています。 引き続き、事業を推進し、東北町で子育てをする家庭を支援します。		

推進施策2 保育サービス

現状と課題

- 延長保育制度などにより、保護者の就労形態や、やむを得ない理由により生じた延長ニーズに対応しています。
- 一時預かりサービスや子育て支援センターの内容の充実が求められています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子育て中の保護者への経済負担を考慮して、保育料等の無償化を継続します。
- 保護者の多様な就労形態に対応できるよう一時預かり保育、延長保育等を行う保育所や認定こども園の充実、拡充を図るとともに、短時間就労であっても就労時間帯によっては保育標準時間認定を行うなど、常に保護者の保育ニーズの動向を見ながら各種サービスの充実策を検討します。また、新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を円滑に実施できるよう例規整備等を計画的に進めます。
- 老朽化してきた施設にあっては、環境改善及び安全対策のための補助事業の導入や、施設の改修改築を計画的に進めます。
- 施設に対し、ホームページ等を作成・活用を依頼し、その情報がより広く周知されるよう図ります。

事業の評価等

①通常保育	担当課：福祉課	評価：A
○待機児童もなく保育の受入をすることができ、保護者の勤務事情等により広域入所も実施しています。今後も継続して事業を推進します。		
②延長保育事業	担当課：福祉課	評価：A
○保護者の就労形態や、やむを得ない理由により生じた延長ニーズに対し、各園の開設時間内で大きな問題もなく、利用希望者を全て受け入れ実施しています。 多くはないが延長保育時間の延長を望む声もあったことから、今後も利用者ニーズと地域の実情等を鑑みて、精査しながら事業を推進します。		
③一時保育事業	担当課：福祉課	評価：A
○町内12園で実施しており、保護者の突発的な利用ニーズに対しすべて受入れることができ、安心して子育てができる環境を提供しています。今後も保護者ニーズに対応しながら事業を推進します。		
④地域子育て支援拠点事業	担当課：福祉課	評価：A
○子育て家庭の育児不安等に対して、育児支援や地域子育てサークル等の支援を実施しています。講演会やイベント開催では多くの利用者が訪れ、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しました。今後も継続して事業を推進するとともに、事業のさらなる周知に努めるとともに、利用者のニーズに応じた事業を展開します。		
⑤低年齢児（0歳）保育の充実	担当課：福祉課	評価：A
○育休明け等からの利用希望者を円滑に受け入れできる体制づくりのため、各園の月々の入所数や保育士数を把握するとともに、処遇改善や各研修を案内し、保育の質の向上に努めました。 今後も、育児と仕事の両立を支援し、安心して利用できるよう、様々な政策や取り組みを通じて保育の質と環境の向上に努めます。		
⑥保育料等無償化事業	担当課：福祉課	評価：B
○県の事業を活用し、0歳～2歳児の保育料を無償化するとともに、保育施設で提供されるおかずやおやつの保護者負担を無償化しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦障がい児保育	担当課：福祉課	評価：A
○心身に障がいを有する児童等の保育環境等の向上を図るため、各園の保育士の加配を促進するために加配に対する補助の適用範囲を拡大し、障がい等のある子どもへの福祉を推進しました。後も継続して事業を推進します。		
⑧保育施設整備事業	担当課：福祉課	評価：A
○子どもが安全かつ快適に過ごせる環境を整え保育の質を高めるため、別に定める町整備計画に基づいて、施設の老朽化の解消や衛生環境の改善、保護者や地域ニーズへの対応等のために各認定こども園及び保育所と協議を行いながら継続して計画的に実施します。		
⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	担当課：福祉課	評価：－
○全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、就労要件を問わず家庭で子育てをする保護者の子どもを含めた全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化します。		

推進施策3 地域における子育ての支援

現状と課題

○町ホームページや広報紙の活用、子育て支援情報誌の発行を通して多くの方々にわかりやすい情報を提供することや交流の場の提供だけでなく、支援内容の充実が望まれています。

今後の推進策

- 育児サークル等、子育て親子の交流の場の整備を積極的に取り組みます。
- 地域全体で子育てを支えられるように各種講演会や研修会を積極的に開催し、子育てに関する意識啓発に努めます。
- 子育て支援に関する情報等を子育てマップ、ガイドブックの作成、インターネット等目に見える形での情報提供に努めます。

事業の評価等

①チャイルドネットワーク	担当課：福祉課	評価：A
○学校や地域社会、福祉機関、医療機関など様々な機関が連携し、子どもや家庭が抱える問題（虐待やいじめ、不登校、発達障がいなど）に対し、早期に介入したり、適切な支援等を協働して行うために代表者会議を開催するなどしてネットワークを構築しています。今後も継続して事業を推進します。		
②保健協力員活動	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診やモンベベサロン等の母子保健事業に協力し、親子の様子を理解し、地域での子育てについての見守りを実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
③民生委員児童委員活動	担当課：福祉課	評価：A
○地域における身近な相談・ケース支援・地域児童の実態把握をし、関係機関と協力し支援をし、地域学校間での社会教育のため各種会議に出席し、関係機関との情報共有を図りました。今後も継続して事業を推進します。 子育てを地域全体で支える地域づくりを進めるため、引き続き子育て支援や児童健全育成活動に取り組めます。		
④（再掲）地域子育て支援センター事業	担当課：福祉課	評価：D
○地域子育て支援センターを廃止したことから、家庭保育者のリフレッシュ、育児相談、仲間作りの場として、地域子育て支援拠点事業及び母子保健の利用者支援事業のより一層の周知に務め、利用者の増加を図ります。		
⑤（再掲）読み聞かせ事業 （野の花）（えほんのおと tomo と chika）	担当課：図書館	評価：C
○小学校、保育園（所）を訪問して読み聞かせ会を実施しています。絵本専門士の読み聞かせ会では、ピアニストと一緒にいき音楽と融合させた内容で、県内でもほかになく読み聞かせ会となっており、訪問先からの要望が高い状況です。 小学校、保育園（所）からの要望が多く寄せられおり、今後も内容を充実させ、継続実施します。		

推進施策4 児童の健全育成

現状と課題

- 子ども達の様々な活動を支援するため、学校開放を実施しています。
- 青少年による非行や凶悪な犯罪が社会問題となっていますが、本町では、児童・生徒がJUMPチーム活動を通じ地域安全活動を行っています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもが喜びを感じられる機会、達成感を感じられる地域活動の創出を行います。また、次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組んでいきます。
- 子ども達のニーズに沿った子どもの活動拠点施設整備を進め、職員を配置し、主任児童委員、児童委員、ボランティア等と連携を図り、様々な事業を展開し、子どもの居場所づくりを重点的に取り組んでいきます。
- 今後も青少年の非行防止のため、地域での取組を支援していくとともに、家庭や地域の協力を得ながら関係機関と情報交換・連携を図り、補導員による街頭補導活動、学校の長期休みや祭典時の特別街頭補導活動等、非行防止のため連携を強化し、防止活動の充実を推進していきます。
- 「JUMPチーム活動」においては今後、活動の周知に一層の工夫を図ります。

事業の評価等

①（再掲）放課後児童健全育成事業	担当課：福祉課	評価：A
○令和4年度から全3小学校区で放課後児童クラブを実施し、年間250日以上開設し、利用申込みに対し待機児童を出すことなく受け入れることができています。 現在、余裕教室がないことから、現在学校敷地外で児童クラブを開設しているクラブがあるが、今後、人口減少等により余裕教室が生じた場合は学校敷地内での児童クラブ開設も視野に入れ、利用者が過ごしやすい環境の構築を目指し運営します。		
②子ども会活動支援	担当課：社会教育スポーツ課	評価：C
○初級リーダー研修会及び世話人研修を実施しました。また、社会教育関係団体では、東北町子ども会育成連絡協議会の自主的な活動を補助・支援を行っています。 現在子ども会の会員数が減少しているが継続して事業を推進します。		
③図書館の充実	担当課：図書館	評価：C
○子どもたちの居場所として、過ごしやすい環境や訪れやすい環境にするよう工夫に努めました。今後も子どもたちの居場所づくりを推進します。		

④社会体育の推進	担当課：社会教育スポーツ課	評価：C
○地域スポーツ活動等の推進、活動助成として、児童がスポーツへ興味を持ち、生涯にわたりスポーツに携われる環境づくりに努めました。また、地域スポーツ活動・育成・派遣・強化活動等の経費助成をし、より多くの人がスポーツをしやすい環境に努めました。		
⑤JUMPチーム活動	担当課：各学校	評価：B
○町内の祭り会場にて薬物乱用防止の広報活動を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
⑥リトルJUMPチーム活動	担当課：各学校	評価：B
○あいさつ運動等の呼びかけ運動を行うことで、少年非防止を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦更生保護女性の会活動	担当課：福祉課	評価：A
○街頭による子どもの非行防止や健全育成のための啓発物品の配布を行い、安心して暮らせる地域づくりの活動を行っています。今後も犯罪や非行のない地域社会づくりを目指し活動します。		
⑧心を育てる生涯学習の推進	担当課：社会教育スポーツ課	評価：C
○家庭教育学級事業で、町内学校及び保育園（所）ごとに自主的な学習の機会を提供しました。 コロナ蔓延により町内各行事やボランティアに参加（祭りや地域の行事への参加・老人施設訪問・清掃奉仕活動）等できなかったが、今後も継続して事業を推進します。		
⑨-1 街頭指導	担当課：各学校及びPTA	評価：B
○登下校時等に学校・PTAによる街頭指導を実施し、児童の安全を図りました。（小学校回答）今後も継続して事業を推進します。		
⑨-2 街頭指導	担当課：各学校及びPTA	評価：B
○下校時に学校周辺での街頭指導を実施し、生徒の安全を図りました。（中学校回答）今後も継続して事業を推進します。		
⑩異文化交流事業	担当課：学務課	評価：B
○外国文化・文化習慣を実際に体験させ、国際社会に対応できる人材育成の推進を図りました。2023(令和5)年度実績では、上北小学校（アメリカ・イギリスの文化）、甲地小学校（イギリス・台湾の文化）、東北小学校（テキサス・フィリピンの文化）、上北中学校（台湾交流事業）、東北中学校（台湾交流事業）を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑪修学旅行費支援事業	担当課：学務課	評価：B
○県の事業を活用し、小・中学生の修学旅行費用の一部を補助しました。今後も継続して事業を推進します。		

基本方針Ⅱ 母親と乳幼児の健康確保・増進

推進施策1 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

- 妊娠届時、妊婦委託健康診査受診票14回分交付し、妊婦の健康管理に努めています。
- 里帰り妊婦に対しては、里帰り医療機関との委託契約や健診後の償還払いなど、きめ細かな対応をしています。
- 各種乳幼児健康診査、健康相談受診率は95%以上となっています。
- 今後も、妊娠期から乳幼児にかけて、親子の健康の保持・増進を図り、子育て不安の解消に向けての取組が必要です。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制を充実し、親子の健康の保持・増進、子育て不安の解消を図っていきます。
- 心身の発達の遅れのある乳幼児については、医療機関や各種専門スタッフと連携し早期より支援します。

事業の評価等

①妊婦保健指導	担当課：保健衛生課	評価：A
○妊娠届出時に全妊婦と面談し、母子健康手帳の発行を行うと共に妊娠期への保健指導とサポートプランの作成、各種事業の情報提供を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
②妊産婦委託健康診査	担当課：保健衛生課	評価：A
○医療機関で実施する妊婦健康診査の受診票を14回分発行し、妊婦の健康管理に努めました。また令和4年度からは産婦健康診査への受診票を実施し、産婦の心と体の健康管理も実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
③妊婦健康診査通院費助成事業	担当課：保健衛生課	評価：A
○妊婦及びその家族の経済的負担の軽減を目的とし、H29年から行っています。妊婦健康診査の通院回数×1,000円または通院回数×1,500円の助成を行いました。約8割以上の妊婦からの申請があり、経済的負担の軽減になっていると考えられます。今後も継続して事業を推進します。		
④妊婦歯科健康診査	担当課：保健衛生課	評価：B
○妊娠中の歯科健康診査受診票を1回発行し、健診の勧奨を行いました。受診率は3割程度にとどまっています。今後も妊娠中の歯の健康管理についての情報提供と受診勧奨に努めます。		

⑤両親学級・マタニティセミナー	担当課：保健衛生課	評価：A
○2020（令和2）年度から新たに実施しました。両親学級は日曜日に開催し、出産を迎える父親・母親へ出産・育児に関する知識の普及や参加者同士の交流・情報交換の場となるよう実施しました。マタニティセミナーは、妊娠前期と妊娠後期の内容を分け実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑥妊産婦訪問指導	担当課：保健衛生課	評価：A
○産婦に対しては全産婦へ訪問し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握と支援を実施しました。妊婦へは支援が必要な妊婦への訪問を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦妊婦電話支援	担当課：保健衛生課	評価：A
○2020（令和2）年度から実施しています。全妊婦に対し、妊娠7か月頃にアンケートを送付し、8か月頃にアンケートをふまえ電話支援を実施しました。要望や支援が必要な妊婦へは訪問や来所等継続し支援を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑧モン・ベベサロン・相談	担当課：保健衛生課	評価：A
○モン・ベベサロンは、2020（令和2）年度から月1回から月2回に回数を増やし実施しています。産婦同士の交流や育児不安等の軽減が図られています。その他週3日助産師を配置し、妊娠から出産・子育て期に関する相談をするモン・ベベ個別相談を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑨産後ケア事業	担当課：保健衛生課	評価：A
○2022（令和4）年度から助産院でのデイサービス型を実施し、母子に対して心身のケアや育児のサポート等実施しました。継続的なケアにつながっています。今後も訪問型や宿泊型産後ケアの検討も含め、継続して事業を推進します。		
⑩新生児訪問指導	担当課：保健衛生課	評価：A
○全新生児に対し訪問指導を実施し、発育発達の確認、保健指導を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑪新生児聴覚検査費助成事業	担当課：保健衛生課	評価：A
○新生児聴覚障がい早期発見・早期支援を目的とし初回聴覚検査及び確認聴覚検査に要した費用の全額を助成しています。約7割の申請があり、聴覚検査結果の把握にもつながっています。今後も継続して事業を推進します。		
⑫乳児委託健康診査	担当課：保健衛生課	評価：A
○1か月児健康診査、3か月児健康診査を医療機関へ委託し、受診率は100%となっています。今後も継続して事業を推進します。		
⑬各乳幼児健康診査・相談	担当課：保健衛生課	評価：A
○6か月～5歳までの各節目で乳幼児健康診査・健康相談を実施しました。受診率は95%以上となっています。今後も継続して事業を推進します。		
⑭早期発見（療育相談）（1歳6か月・3歳児精密健康診査）（ことばの相談）	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診・健康相談時や保護者からの相談により、情緒、運動、ことばの発達を促すための支援を実施しています。今後も継続して事業を推進します。		
⑮5歳児健康相談事後指導教室（スキップ教室・プレイルーム）	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診・健康相談時や保護者からの相談により、個別相談・集団指導等を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		

⑯予防接種	担当課：保健衛生課	評価：A
○ロタウイルス・BCG・五種混合・麻しん風しん・日本脳炎・肺炎球菌・水痘・二種混合・日本脳炎・HPV等定期予防接種推進の他、任意インフルエンザワクチン助成事業を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑰出産・子育て応援給付金・伴走型支援	担当課：保健衛生課	評価：A
○2022（令和4）年度から新規事業として実施しています。妊娠届出時と出産時に現金を給付するとともに妊婦への面談・妊娠中のアンケート・電話支援・産婦への訪問・アンケートで伴走型支援を実施しました。今後は名称が変更し実施されますが継続して事業を推進します。		
⑱医療・医療機関に関する情報提供	担当課：保健衛生課	評価：B
○身近な医療に関する情報提供として、町内外の医療機関、小児科、産科に関する情報提供を行いました。また、2022（令和4）年度からヘルスケアLINE相談を実施しています。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策2 食育

現状と課題

- 子どもに肥満傾向児が多く、またやせの子どもも増えている傾向が見受けられます。
- 朝食欠食者が減少していないことから、子どもの頃からの望ましい生活習慣の定着を強化していくことが必要であると考えられます。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもの頃から、正しい食習慣を体験学習し実践できるよう知識の定着を図るとともに、食への興味を育んでいきます。
- 肥満等につながる生活習慣は、子どもの時期に形成されることから、若年期からの食教育の普及定着を図る必要があります。このため子どもの頃から積極的な食育を推進していきます。

事業の評価等

①小学生クッキング教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○町内の全小学校の6年生を対象に料理教室を実施しました。2022（令和4）年度からは「元気食材クッキング」という事業名に変更し、地産地消と野菜の摂取量増加を目的に実施しています。今後も継続して事業を推進します。		
②ジュニアクッキング	担当課：保健衛生課	評価：A
○町内の全中学校の2年生を対象に料理教室を実施しました。2022（令和4）年度からは「元気食材クッキング」という事業名に変更し、地産地消と野菜の摂取量増加を目的に実施しています。今後も継続して事業を推進します。		

③学校保健との連携	担当課：保健衛生課	評価：A
○小中学校と連携し、食生活に関するデータ分析情報提供を行い改善指導等について見直しを図りました。また、データを基に各種食育教室を実施しました。今後もより一層連携を強化し、事業の改善に努めます。		
④PTA・子ども会との連携	担当課：保健衛生課	評価：B
○学校保健会・連合PTA大会で町の食育・保健活動の課題や取り組みについて情報提供を行い、情報共有することができました。子ども会での活動は要望等がある時に実施していますが、近年では実施していない状況です。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策3 思春期保健対策

現状と課題

- 喫煙・飲酒・薬物乱用等健康への影響だけでなく、不登校・ひきこもりなどの心の問題も深刻化、社会問題化しています。
- 自分自身が命・性・体・心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 児童・生徒に性・妊娠・出産等の知識をもってもらうため、各年齢に応じた健康教育を実施していきます。
- 学校や関連機関と連携を図りながら、早い時期から喫煙・飲酒・薬物に関する教育・相談・啓発活動を進め、予防に努めます。
- 1人で悩みを抱え込まず、信頼できる人に相談出来る知識を獲得するための教育を進めます。

事業の評価等

①思春期教室（命の出前講座）	担当課：保健衛生課	評価：A
○性や妊娠・出産について学び、自他の命の大切さを気づくことを目的に教育を助産師会に依頼し実施しました。今後も継続して推進します。		
②思春期教室（妊婦体験）	担当課：保健衛生課	評価：A
○命の尊さやいたわり、パートナーと助け合いながら子育てすることの大切さを学ぶ機会として町内中学校で妊婦体験を実施しました。今後も継続して推進します。		
③喫煙・飲酒・薬物に関する健康教室	担当課：学務課	評価：B
○学校教育を通しての保健指導を実施し、薬物乱用防止教室を開催しました。今後も継続して事業を推進します。		

④講演会・研修会	担当課：社会教育スポーツ課	評価：C
○町民大学により幅広い年齢層の町民を対象に、著名な講師等の講演会等により生涯学習の機会を提供します。今後も継続して事業を推進します。		
⑤SOSの出し方教育	担当課：保健衛生課	評価：C
○1人で悩みを抱え込まず信頼できる人に相談する方法を獲得するための教育を町内中学校で実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑥SOSの受け止め方研修	担当課：保健衛生課	評価：C
○子どものSOSを受け止める知識、支援方法を身につけるための研修会を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策4 小児医療の充実

現状と課題

- 東北町乳幼児医療費助成事業は、駐留軍等の再編による飛行訓練の増加に伴う町民の不安を解消し、併せて高校生以下の子どもが医療、保険各法により医療給付を受けた場合、医療費の自己負担に係る費用を助成することで、子育て費用の負担軽減を図り、且つ疾病の早期治療による重篤化を防ぐことを目的としています。
- 制度についてホームページや広報で周知する活動はしていますが、未だに申請をせず医療機関を利用している方がいる可能性もあるので、申請の促進を行い町内の子ども全員が対象となるようにしていく必要があります。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 広報等で制度に関するお知らせを充実させ、町民からの要望があった場合はできるだけ対応するよう努めます。
- 子どもを安心して育てていくため、医療環境整備と情報提供に努めます。

事業の評価等

①子どもの医療の給付	担当課：福祉課	評価：A
○医療費の公費負担をし、対象者からの各種申請に対し迅速に対応し、実施しました。また、受給資格証の自動更新に伴い、未更新者が減り、事務の簡素化を図ることができました。 今後の健康保険証の廃止により、国の動向に注視しながらPMHシステムの導入等を検討します。		

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策1 次代の親の育成

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化による家族形態の変化は、次代を担う子ども達へも影響を及ぼすと考えられ、子どもを生み育てることや家庭を築くことの大切さを理解できるよう、行政と地域が一体となった取組が必要です。
- 自分自身が命・性・体・心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- パートナーと協力し家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義を啓発するとともに、地域社会の環境整備を進めます。
- 児童・生徒が子どもを生み育てることや家庭を築くことの大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進していきます。
- 職場優先の意識や固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家庭や子育てを両立できるよう、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など学習機会の提供に努めます。
- 保育所の行事など、親同士が交流できる機会の周知に努めます。
- 地域行事等に小・中学生をボランティアとして参加させ、乳幼児とふれあう機会を広げます。

事業の評価等

①（再掲）思春期教室（命の出前講座）	担当課：保健衛生課	評価：A
○性や妊娠・出産について学び、自他の命の大切さを気づくことを目的に教育を助産師会に依頼し実施しました。今後も継続して推進します。		
②（再掲）異年齢児・世代間交流事業	担当課：福祉課 社会教育スポーツ課	評価：D
○園児の老人福祉施設訪問も、新型コロナウイルスの流行から訪問中止となり、その後は老人福祉施設からの訪問依頼がなくなり、現在は実施できていない状況です。 町内小学生は高齢者「いきいき教室」を通して、高齢者を先生に昔遊び体験にて世代間交流を実施しています。 現在、各園で小学校との異年齢児交流の実施を目指しており、異年齢児との交流を通してスムーズな進級や交流を深められるよう実施に向け協議が進められています。 高齢者の生きがいづくり・活躍の場の提供と、子どもたちの総合学習の時間を連携させ、地域と学校の協働活動促進に向け、今後も継続して事業を推進します。		

③（再掲）講演会・研修会	担当課：社会教育スポーツ課	評価：C
○町民大学により幅広い年齢層の町民を対象に、著名な講師等の講演会等により生涯学習の機会を提供します。今後も継続して事業を推進します。		
④男女共同参画の意識普及（講演会・広報）等	担当課：企画課	評価：C
○国の「男女共同参画社会基本法」に基づいた国及び県の動向を踏まえ、第2次東北町男女共同参画プラン（2022（令和4）～2031（令和13）年度）を策定し、従来までの取組を継承するとともに、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に対等な立場で参加できる社会の実現を目指しています。男女共同参画に関する各種研修会や講演会の開催について、広報や回覧等を通じて広く町民に周知し、参加の促進を図りました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策2 学校の教育環境等の整備

現状と課題

- 学校施設の計画的整備や社会変化に即した教育内容の充実を積極的に進めてきましたが、少子化等に伴い児童・生徒が年々減少しており、適正な学級・学校運営が困難になることが予想され、その対策が大きな課題となっているほか、生きる力を育む教育内容の一層の充実、安全・安心な環境づくり等が課題となっています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 学校施設の整備及び統合を一体的に推進し、快適で安全な環境づくりに努めるとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など生きる力の育成に向けた教育内容の充実、心の問題への対応、家庭や地域と一体となった、開かれた、信頼される学校づくり、安全対策の強化、給食体制の充実、さらには教職員の資質向上など、総合的な取組を進めていきます。
- 豊かな人間性や社会性、生命の大切さ、自尊感情を育むため、道徳教育や人権尊重の教育をはじめ、健康教育、特別活動等におけるボランティア活動、自然体験活動などの体験的な活動等の充実を図っていきます。
- 障がいのある生徒が卒業後自立した生活を送り、地域社会で生きていく技能を身につけ、必要に応じて様々な支援を活用し、他者と関わりながら自分の生き方を自分で選択し決定する生きる力を培う教育を推進していきます。

事業の評価等

①授業の充実	担当課：学務課	評価：B
○本町策定の学力向上アクションプランに結びつけ実施しました。今後も確かな学力を身に付けることができるよう、能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努めます。		
②道徳教育の充実	担当課：学務課	評価：B
○校内指導体制の整備・充実と道徳時間確保を行いました。今後も豊かな心をもつことができるよう、道徳性の育成に努めます。		
③特別活動の充実	担当課：学務課	評価：B
○温かい人間関係づくりや主体的活動を育むための学級活動の工夫、児童生徒の実態に即した児童生徒会活動の工夫を図りました。今後も継続して事業を推進します。		
④体育・健康教育の充実	担当課：学務課	評価：B
○教育活動全体で進んで運動に取り組む場の設定と集団行動の適切な指導、よりよい生活習慣づくりを目指した保健安全に関する計画的、啓発的な指導、望ましい食習慣形成に向けた食に関する計画的、総合的な指導を実施しました。今後も健やかな体を育む指導の充実に努めます。		
⑤生徒指導の充実	担当課：学務課	評価：B
○本町策定の学力向上アクションプランに結びつけ実施しました。今後も基本的生活習慣と学習習慣を身につけさせるための共通理解と計画・系統な取り組みや、教師と児童生徒相互の好ましい人間関係を目指す学級・学年の経営を目指し、個々の児童生徒に応じ、多様に対応する教育相談等の実施に努めます。		
⑥キャリア教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○日常生活や活動の場に具体的な「めあて」を持たせる指導と評価の工夫や、視野や人生観を広げ、将来の生き方や進路について考える機会の推進を図りました。今後も自己実現を図るための夢や希望を育む計画的・継続的な指導の充実に努めます。		
⑦国際化に対応する教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○「郷土理解」「異文化理解」「コミュニケーション能力の育成」と、指導内容との関連を明確にした取り組みや、外国語指導助手（ALT）や地域に住む外国人、海外体験者などとの積極的交流を実施しました。今後も郷土文化や伝承について理解を深め、継続して事業を推進します。		
⑧情報化に対応する教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○ICT支援員による巡回支援を行い教職員のコンピュータ操作技術の習得・向上と活用意識高揚を図り、児童生徒への1人1台のタブレット端末を配備して教室等の整備・充実を図りました。また、情報化の持つ「影」部分に配慮したモラル等に関して、家庭との連携による指導により推進しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑨環境教育の推進	担当課：学務課	評価：B
○発達段階に応じた資質や能力の明確化と学習内容を吟味し、地域環境についての理解と児童生徒の実態把握および事後指導の充実や、地域環境を活かした体験的な学習の充実と行動力育成につなげるため家庭や地域社会との連携を図りました。今後も継続して事業を推進します。		

⑩特別支援教育の充実	担当課：学務課	評価：B
○校内の実情に応じた指導体制づくりと特別な支援を必要とする児童生徒共通の理解を深め、障がい特性、将来の進路、指導方法についての保護者等の相互理解に努めました。今後も実情に応じた指導体制づくりと保護者等との相互理解に努めます。		
⑪研修の実施	担当課：学務課	評価：B
○確かな学力の定着に向けた、授業改善を図る実践的研究体制の整備や研究対象以外の教科書および今日的課題に関する研修機会の充実を図り、教育課題の焦点化に基づいた具体的な仮説の設定と実践の日常化に努めます。今後も町学校教育振興会中にある研修委員会で職員の研修などを行いながら事業を推進します。		

推進施策3 家庭や地域の教育力

現状と課題

- スポーツ少年団では、子どもから高齢者まで多くの町民がスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会の実現のため、スポーツ関係団体等との連携や情報提供の充実、指導者の養成・確保、スポーツ施設の整備充実、競技スポーツの推進など、スポーツに親しむ環境づくりを実施してきました。現在は、活動競技・種目も多様に渡り、子ども達の多様なニーズに応えることが可能となりました。また、従来まで子ども達のスポーツへの参加は学校が中心となり行われてきましたが、現在はスポーツ少年団活動を通じ、地域活動と一体となった取組が推進され、各種スポーツ活動の場も整備されてきたことから、だれもが気軽に参加できる環境が整備されつつあります。今後は総合型地域スポーツクラブの発足を検討するなど、少子化に伴う子ども達の減少による単位団体の小規模化の改善を図る必要があります。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもを地域社会全体で育てる観点からも、学校と家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることを推進します。
- 地域における子ども会育成活動や地域行事への子どもの参加、子育てグループの活動など地域の教育力を高める活動に対する支援に努めます。
- 保育所の教育機能や施設を開放して子育て相談・情報提供を実施します。
- 子ども達を財政面・労力面・精神面で支援できる育成母集団の育成に努め、その自助努力はもとより、関係機関・各種団体による様々な対応や働きかけを推進します。

事業の評価等

①（再掲）子ども会活動支援	担当課：社会教育スポーツ課	評価：C
○初級リーダー研修会及び世話人研修を実施しました。また、社会教育関係団体では、東北町子ども会育成連絡協議会の自主的な活動を補助・支援を行っています。 現在子ども会の会員数が減少しているが継続して事業を推進します。		
②（再掲）読み聞かせ事業 （野の花）（えほんのおと tomo と chika）	担当課：図書館	評価：C
○小学校、保育園（所）を訪問して読み聞かせ会を実施しています。絵本専門士の読み聞かせ会では、ピアニストと一緒にいき音楽と融合させた内容で、県内でもほかになり読み聞かせ会となっており、訪問先からの要望が高い状況です。 小学校、保育園（所）からの要望が多く寄せられおり、今後も内容を充実させ、継続実施します。		
③スポーツ少年団	担当課：スポーツ振興課	評価：C
○スポーツ関係団体等の連携や情報提供の充実、指導者の育成・確保を図りました。今後も継続して事業を推進し、スポーツ施設の改修整備等実施していきます。また、生涯を通じてスポーツに親しむことができる機会と場所を提供していきます。		
④（再掲）講演会・研修会	担当課：社会教育課	評価：C
○町民大学により幅広い年齢層の町民を対象に、著名な講師等の講演会等により生涯学習の機会を提供しました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策

現状と課題

- 青少年非行を防止するため、健全育成に関する啓発や地域ぐるみで青少年健全育成活動の推進など犯罪を未然に防ぐ地域社会づくりを進めます。
- 子どもに対する悪影響が懸念される有害図書について立入調査の実施や、子どもの犯罪被害が懸念されるインターネットの適正利用を啓発するための検討が必要です。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 多感な児童・生徒への相談しやすい体制づくりに努めます。
- 警察と連携を取りながら、有害図書やDVDなどが販売されている自動販売機の設置規制や店頭での区分陳列などを必要に応じて指導していきます。



事業の評価等

①-1 巡回指導（小学校）	担当課：各学校及びPTA	評価：B
○PTA等による巡回指導を実施しました。継続して事業を推進します。		
①-2 巡回指導（中学校）	担当課：各学校及びPTA	評価：B
○PTAによる秋祭りでの巡回指導を実施しました。継続して事業を推進します。		
②喫煙防止	担当課：学務課	評価：B
○薬物乱用防止教室や授業等で教育・指導を行いました。継続して事業を推進します。		
③情報化社会への対応	担当課：学務課	評価：B
○インターネット・携帯電話等情報化社会に対する教育の一環として、インターネットや携帯電話等によるトラブルを未然に防ぐため、各学校で情報モラル教育を実施しました。今後も時代の変化に対応しながら、継続して事業を推進します。		

基本方針Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策1 良質な住宅の確保

現状と課題

- 子育て支援に関する意向調査結果をみると、交通の便の良い所や、公共施設に近い場所へ公共住宅を設置してほしい、といった声があります。
- 第2期計画において評価する事業は、ありませんでした。

今後の推進策

- 子育てを担う若い世代を中心とした広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質な住宅の供給を支援します。
- 公園、緑地環境や道路などの整備を推進し、妊婦・子ども連れにとって利用しやすい住環境づくりに努めていきます。

推進施策2 安全な道路交通環境の整備

現状と課題

- 県内有数の豪雪地帯である本町においては、生活道路のみならず、歩道の除排雪について、通勤通学の時間帯に合わせた迅速な対応が求められています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 歩道、ハンプ、クランク等を重点的に整備するとともに、通学路の安全確保のための点検調査を推進します。
- 子どもや子ども連れの親等にも配慮した交通安全施策の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進していきます。

事業の評価等

①歩道の確保	担当課：建設課	評価：A
○歩道について、夏場は主に枝払いと泥上げを実施、冬場は特に通学路の確保を優先し除雪を行いました。今後も冬場の通学路の確保には、特に注意を払いながら事業を推進します。		
②交通安全教室	担当課：総務課	評価：B
○毎年児童を対象とし、東北小学校、甲地小学校、上北小学校にて交通安全教室を実施し、交通安全に対する知識を高めています。今後も交通安全の場を通して安全教育の実施に努めます。		
③チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR	担当課：総務課	評価：A
○年3日程度、交通安全運動実施期間中に東北町長や七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）が街頭活動を行い、運転者に対し、反射材等の交通安全啓発物品と共に注意喚起のチラシを配りながら、チャイルドシート・シートベルト着用を周知・推進しました。今後も継続して実施していきます。		

推進施策3 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- 子育て支援に関する意向調査結果をみると、安心して子どもを遊ばせることのできる公園が増えることを希望する声があります。
- また、町の公園に行きたいが平地の部分が少なく、ボールなどで遊べない、廃校になった小学校の周りは草だらけで、遊び場にもならず近くに公園もない、小さい子どもでも安心して遊べる場所がほしいという声や、雨の日でも室内の遊具で遊べるような施設があればいい、という声もありました。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- すべての人が安心して外出できるように道路、公園、公共交通機関、公共建築物等の段差の解消等のバリアフリー化に努めます。
- 不特定多数の人が利用する施設への託児コーナー、授乳コーナー、機能トイレの設置や広いスペースの確保等に取り組んでいきます。

事業の評価等

①公共施設の整備	担当課：建設課・企画課	評価：C
○東北小学校付近の歩道拡幅整備を着工し、実施中です。（建設課） 公共施設への授乳室の設置や、子育て世代が安心して利用できる整備（こどもトイレ・ベビーベット等）、妊産婦や子ども連れの人などすべての人が安心して外出できるよう道路・公園等の整備・維持管理に努めました。（企画課） 妊産婦や子ども連れの人など全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、施設等の維持管理に努め、整備事業を推進します。（建設課） 今後はバリアフリー化も進めながら、整備事業の推進を図ります。（企画課）		
②危険箇所の点検実施	担当課：総務課	評価：A
○年3日程度、東北町長、七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）と情報交換しながら、交通死亡事故が発生した箇所及びその危険性がある箇所を現場検証し、事故要因に対する認識の共有及び対策について意見交換を行いました。今後も継続して実施していきます。		

推進施策4 安心・安全なまちづくり

現状と課題

- 子育て支援に関する意向調査結果をみると、通学路の見直し、修繕をしてほしい、今の通学路が人通りの少ない所なので、子どもを歩かせて帰って来るのに不安がある、という声が聞かれました。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- すべての子ども達が犯罪等の被害にあわないようなまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設について、犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。
- 通学路等における防犯灯、緊急通報装置の設置等の整備を推進していきます。
- 通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青少年の緊急避難場所の確保など、地域住民が主体となって行う地域安全活動に対する支援を行います。

事業の評価等

①危機管理への対応	担当課：福祉課・学務課	評価：A
○放課後児童クラブでは、危機管理マニュアル及び安全計画を各クラブへ配布し、ケガや災害が起きた場合の対応や計画に則った定期的な避難訓練を実施しています。各保育園、認定こども園で定めている年間計画に則って、全ての園で避難訓練を実施するとともに、災害に備え、非常食や防災グッズなど各園で準備しています。（福祉課） 危機管理マニュアルに基づき、訓練等を実施しました。（学務課） 今後も、継続して避難訓練や安全点検を実施し、有事の際の行動の取り方や危険から子どもたちを守るよう努めます。（福祉課） 今後も危機管理マニュアルの見直し等を行いながら実施していきます。（学務課）		
②（再掲）危険箇所の点検実施	担当課：総務課	評価：A
○年3日程度、東北町長、七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）と情報交換しながら、交通死亡事故が発生した箇所及びその危険性がある箇所を現場検証し、事故要因に対する認識の共有及び対策について意見交換を行いました。今後も継続して実施していきます。		
③広報等による啓発活動	担当課：総務課	評価：A
○防災広報無線や情報配信サービス「ぼうさいメール」を使用し、「車のライトの早め点灯の推奨」や「七戸警察署管内の詐欺被害情報、声掛け事案情報」等を発信し、交通安全情報について町民へ情報提供を行いました。今後も安全・防犯・事故等について分かりやすく情報を町民に伝えるよう努めます。		
④防犯灯の設置推進	担当課：総務課	評価：A
○電気工事組合からの防犯灯の寄贈を活用した新設、及び町内会の新設や修理に対する補助金交付を行い、年間10灯程度の防犯灯を新設・修理を実施しました。今後も継続して実施していきます。		

基本方針Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立支援

推進施策1 多様な働き方の実現と働き方の見直し

現状と課題

- 2021（令和3）年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）19条に基づき、本町における女性活躍推進法に基づいた第1次計画を引き継ぐ計画として第2次特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児休業の取得率を2025（令和7）年度までに1週間以上の取得率を85%以上、2030（令和12）年度までに2週間以上の取得率を85%以上と目標設定し、事業を推進しています。
- また、「あおりイクボス宣言企業」に登録し、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組み、個々の事情に応じた働き方を応援している企業もあります。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 職業生活と家庭生活の両立を促すため労働時間短縮の普及・啓発を行うとともに、先行事例などの紹介や、休暇取得を促進するための制度の創設を企業に働きかけていきます。

事業の評価等

①（再掲）男女共同参画の普及	担当課：企画課	評価：C
○国の「男女共同参画社会基本法」に基づいた国及び県の動向を踏まえ、第2次東北町男女共同参画プラン（2022（令和4）～2031（令和13）年度）を策定し、従来までの取組を継承するとともに、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に対等な立場で参加できる社会の実現を目指しています。男女共同参画に関する各種研修会や講演会の開催について、広報や回覧等を通じて広く町民に周知し、参加の促進を図りました。今後も継続して事業を推進します。		

推進施策2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

- 現在本町においては、保育サービス、放課後児童クラブ等の推進により、子育てをしながら働きやすい町を目指してきました。しかし、育児・介護休暇等がとりづらい、労働時間が長いなどの理由により、仕事と子育ての両立に不安を感じている人も少なくはありません。こうした人達が、仕事においてやりがいや達成感を感じながら働けるように多様な支援を推進していく必要があります。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 先行事例の紹介や育児等休業期間中の会社情報の提供等を企業に働きかけるなど、育児等休業取得者の不安の軽減を図っていきます。
- 育児・介護休業が取得しやすい職場をつくるため、次世代の育成を社会全体で支えることの意義について企業等に周知を図っていくとともに、勤務時間短縮等の制度の実施など、職場環境の整備に係わる広報啓発を進めていきます。
- 出産、子育てのために一旦、仕事を辞めた後の再就職が可能となるよう、情報提供や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修等、多様な支援を推進していきます。
- 子育てについて、夫婦、家族が協力し、一人だけの負担とならぬよう、男女共同参画の重要性の啓蒙に努めます。

事業の評価等

①保育サービス	担当課：福祉課	評価：A
○認定こども園6施設、保育所6施設で通常保育、延長保育、一時預かり事業を実施しているほか、多様なニーズに対応できるよう病後児保育、地域子育て支援拠点、障がい児保育を実施しています。今後も多様なニーズに応えられるよう、園と協働し保育サービスの充実を図りながら推進していきます。		
②（再掲）放課後児童健全育成事業	担当課：福祉課	評価：A
○令和4年度から全3小学校区で放課後児童クラブを実施し、年間250日以上開設し、利用申込みに対し待機児童を出さず受け入れることができています。 現在、余裕教室がないことから、現在学校敷地外で児童クラブを開設しているクラブがあるが、今後、人口減少等により余裕教室が生じた場合は学校敷地内での児童クラブ開設も視野に入れ、利用者が過ごしやすい環境の構築を目指し運営します。		
③（再掲）男女共同参画の普及	担当課：企画課	評価：C
○国の「男女共同参画社会基本法」に基づいた国及び県の動向を踏まえ、第2次東北町男女共同参画プラン（2022（令和4）～2031（令和13）年度）を策定し、従来までの取組を継承するとともに、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に対等な立場で参加できる社会の実現を目指しています。男女共同参画に関する各種研修会や講演会の開催について、広報や回覧等を通じて広く町民に周知し、参加の促進を図りました。今後も継続して事業を推進します。		

基本方針Ⅵ 子ども等の安全の確保

推進施策1 交通安全の確保

現状と課題

- 昨今子どもが犠牲になる事故や、高齢運転者による事故が相次いで発生しています。
このため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保や、地域ぐるみで子どもを見守るための対策等が求められています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 子どもや妊婦などが安心して通行できる安全な道路交通環境の整備を推進するとともに、事故の未然防止のための交通安全教育及び広報を推進していきます。
- チャイルドシートの使用方法及び効果について普及啓発活動を行うとともに情報提供等の充実策を推進していきます。

事業の評価等

①（再掲）歩道の確保	担当課：建設課	評価：A
○歩道について、夏場は主に枝払いと泥上げを実施、冬場は特に通学路の確保を優先し除雪を行いました。今後も冬場の通学路の確保には、特に注意を払いながら事業を推進します。		
②-1（再掲）交通安全教室（小学校）	担当課：各学校	評価：B
○全児童を対象に交通安全教室を実施しました。今後も継続して実施していきます。		
②-2（再掲）交通安全教室（中学校）	担当課：各学校	評価：B
○全生徒を対象に交通安全教室を実施した。今後も継続して実施していきます。		
③（再掲）チャイルドシートとシートベルトの着用推進とPR	担当課：総務課	評価：A
○年3日程度、交通安全運動実施期間中に東北町長や七戸警察署員、交通安全関係団体（交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊）が街頭活動を行い、運転者に対し、反射材等の交通安全啓発物品と共に注意喚起のチラシを配りながら、チャイルドシート・シートベルト着用を周知・推進しました。今後も継続して実施していきます。		
④新入学時の街頭指導	担当課：各学校	評価：B
○4月に駐在所と連携するなどして、街頭指導を実施しました。今後も継続して実施していきます。		

推進施策2 犯罪等の被害から子どもを守るための活動

現状と課題

- 現在本町においては、地域と関係機関が連携したパトロール活動や防犯灯設置補助を行っており、今後とも事業の推進が求められています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 警察、学校、児童福祉施設等の管理者、地域住民、保護者などが連携し、公園や通学路等への防犯灯の整備や子どもに対する犯罪の発生状況、犯罪が頻発している場所や、地域において安全を確保するために必要な情報の共有化の推進などの取組を進めていきます。
- 子ども達を対象とした防犯指導の推進や地域への防犯活動等への支援を、関係機関、団体と連携を図り推進していきます。

事業の評価等

①（再掲）喫煙防止	担当課：学務課	評価：B
○薬物乱用防止教室や授業等で教育・指導を行いました。今後も継続して事業を推進します。		
②（再掲）情報化社会への対応	担当課：学務課	評価：B
○インターネット・携帯電話等情報化社会に対する教育の一環として、インターネットや携帯電話等によるトラブルを未然に防ぐため、各学校で情報モラル教育を実施しました。今後も時代の変化に対応しながら、継続して事業を推進します。		
③-1 パトロール活動	担当課：総務課・学務課	評価：A
○安全・安心まちづくり旬間期間中や各種まつり期間中の夜間巡回及び雑踏警備を実施しました。今後も継続して実施していきます。（総務課） ○夏休み中にPTAによる街頭指導を実施しました。今後も継続して実施していきます。（学務課）		
③-2 パトロール活動	担当課：総務課・学務課	評価：A
○安全・安心まちづくり旬間期間中や各種まつり期間中の夜間巡回及び雑踏警備を実施しました。今後も継続して実施していきます。（総務課） ○秋祭り時にPTAによる街頭指導を実施しました。今後も継続して実施していきます。（学務課）		
④子ども110番の家	担当課：七戸警察署	評価：C
○小学校に対する安全教室は実施できたが、子ども110番の家を子ども達や保護者に周知させることができなかった状況です。今後は周知に努めます。		

基本方針Ⅶ 要保護児童への対応

推進施策1 児童虐待防止対策

現状と課題

- 本町では、2005（平成17）年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待に関する相談の充実に向け、広報紙・関係機関への働きかけによる情報一元化、早期発見・予防に取り組んでいます。
- また協議会・ケース会議を定期的を開催し、虐待防止ネットワークの活用にも努めており、今後も一層の充実に向け、協議会構成員との情報交換を行い、地域と関係機関が連携した取組が必要です。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- 学校・保育所・保健センター等、関係機関はもとよりNPO・各種団体、ボランティア、地域住民等の参画を促進するなど、ネットワークの機能強化を図っていきます。
- 虐待は著しい子どもの人権侵害であり、子どもの成長・発達を妨げる重罪であることを住民や関係機関へ啓発するとともに、虐待の通告義務の周知を図っていきます。
- 児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るために、関係者に対して情報共有や共通認識を深める、連絡協議会や研修等を実施していきます。
- 児童虐待防止の観点から早期発見、早期対応・保護・治療・家族の再統合にいたる虐待に対する総合的な権利擁護システムの整備を目指していきます。
- 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことを目的に、こども家庭センターを設置します。

事業の評価等

①児童相談窓口	担当課：福祉課・保健衛生課	評価：A
○出産・子育てに関する相談から児童虐待に関する相談まで妊娠届け提出時から各種乳幼児健診等において利用者が相談しやすい体制を構築し、早期に発見、支援することに努めています。また、相談や通告に対し各関係機関から情報収集、情報提供を行い、連携強化を図りながら適切な支援を行えるよう努めました。今後も児童相談所等と連携し、虐待に対する予防、早期発見、適切な支援に努めます。		
②要保護児童対策地域協議会	担当課：福祉課	評価：A
○代表者会議、実務者会議、個別検討ケース会議を定期開催し、協力体制の構築、情報共有、支援方針の見直しを行っています。引き続き、関係機関相互の適切な連携と情報共有を図り、児童虐待への対応を迅速かつ組織的に行えるよう努めます。		

③民生児童委員連絡協議会	担当課：福祉課	評価：A
○各地区の民生児童委員による子育てに関する相談や情報を提供してもらい、情報共有に努めました。今後も各種会議に参加し、関係機関と情報共有化を図ります。また、情報共有しながら関係機関と協力し、迅速に対応していくよう努めます。		
④関係機関との定期的な情報交換会	担当課：福祉課	評価：B
○代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、関係機関との必要に応じた情報共有を行いました。引き続き、定期的の実務者会議等を開催し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応ができるよう関係機関との情報共有や共通認識に努め、児童虐待防止を図ります。		
⑤こども家庭センターの設置	担当課：福祉課・保健衛生課	評価：—
○全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことを目的に、子育て世代包括支援センターと児童福祉機能を一つにし、令和8年度の設置を目指します。		

推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- 子育て世帯（特に若い世代）の離婚が近年、増加傾向にあります。子どもが小さいため、長時間の仕事を就くことができず、また近隣に面倒をみってくれる親族等がないケースも見られます。
- ひとり親の方が、自立して仕事をしながら子育てできる環境を支援していく必要があります。また、状況が変わった直後は何かと不安が多いので、早期の支援や相談事業の積極的な取組も必要です。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

- ひとり親家庭等の親子が地域社会の中で、安心・安全に生活できるための子育て支援や生活支援をサポートしていきます。
- 仕事をするという意欲を無駄にしないように就業・就労支援を行います。
- ひとり親家庭等になった直後の相談や様々なサービス支援の情報を提供していきます。

事業の評価等

①ひとり親家庭医療費助成事業	担当課：福祉課	評価：A
○ひとり親家庭の健康の保持と福祉の増進に努め、対象者からの各種申請に対し、迅速に対応し、実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
②児童扶養手当	担当課：福祉課	評価：A
○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に努め、対象者からの各種申請に対し、迅速に対応し、実施しました。今後も継続して事業を推進します。		

③遺児援護対策費	担当課：福祉課	評価：A
○小学校・中学校入学時、中学校卒業時に祝金や、義務教育終了前の遺児について、弔慰金を支給しました。今後も継続して事業を推進します。		
④優先的利用支援の促進（ひとり親）	担当課：福祉課	評価：C
○保護者が安心して子育てしながら就労できるよう、保育所や放課後児童健全育成事業等の優先的利用支援の促進に努めました。今後も継続して事業を推進します。		
⑤相談体制の充実（ひとり親）	担当課：福祉課	評価：A
○県こどもみらい課で発行するひとり親家庭用ハンドブック（各種手当や各種支援の種類や、相談窓口の電話番号をまとめている冊子）を児童扶養手当受給者に対して送付しました。また、就業支援講習会等の申し込み窓口となり、生活支援のサポートをしています。相談や支援等は関係機関が実施しているため、今後は子育て、生活、就労などについて適切に対応できるように、担当職員や地区民生委員の研修等相談体制を充実させ、事業を推進します。		
⑥支援内容の情報提供（ひとり親）	担当課：福祉課	評価：A
○県こどもみらい課で発行するひとり親家庭用ハンドブック（各種手当や各種支援の種類や、相談窓口の電話番号をまとめている冊子）を児童扶養手当受給者に対して送付しました。また、その他支援事業のお知らせは窓口等に設置・掲載しました。相談や支援等は関係機関が実施しているため、今後は支援内容のPR及び関係機関との連携を図りながら、事業を推進します。		

推進施策3 障がい児施策

現状と課題

- 各種乳幼児健康診査や健康相談で、事後指導が必要な乳幼児を対象に個別相談等を実施し、保護者に対して適切な関わりを助言し、子育て支援をしています。
- 関係機関と連携し、発達段階に応じた支援や環境整備に努めています。
- 各種健診又は個別相談を通じて、障がい福祉サービスが必要と判断された場合は、適切なサービスの提供に努めています。
- 第2期計画の評価結果では、事業の未実施はありませんでした。

今後の推進策

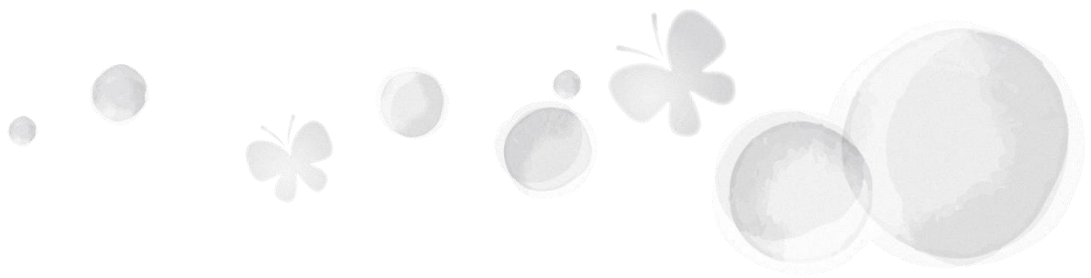
- 居宅支援サービスの充実、さらには、保育所や放課後児童クラブ等への障がいのある子どもの適切な受け入れを促進し、家庭における子育てや介護負担の軽減、健常児との交流の促進など、障がいのある子どもとその保護者に対する多様な支援の充実を図っていきます。
- 乳幼児に対する健康診査等による障がいの早期発見に努め、障がいのある子どもに対する相談、療育指導、訪問指導などを行うとともに適切な医療の提供を図っていきます。
- 障がいのある子どもが乳幼児期から地域で学び育つ機会の拡充や環境づくりを推進し、学校においては専門知識や技能取得による教員の資質向上を図るとともに進路指導等相談、支援体制を充実していきます。

事業の評価等

①（再掲）早期発見（療育相談）（１歳６か月・３歳児精密健康診査）（ことばの相談）	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診・健康相談時や保護者からの相談により、情緒、運動、ことばの発達を促すための支援を実施しています。今後も継続して事業を推進します。		
②（再掲）５歳児健康相談事後指導教室・スキップ教室・プレイルーム	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診・健康相談時や保護者からの相談により、個別相談・集団指導等を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
③ニーズの把握	担当課：福祉課	評価：B
○障がい児本人とその親の現状を勘案し、手帳の取得（約１０件/月）や障がい児通所サービスの利用（約１０件/月）を勧めました。今後も継続して事業を推進します。		
④各種障がい者手帳	担当課：福祉課	評価：B
○障がい児・障がい者・保護者からの相談・手帳の申請に速やかに対応し、実施しました。今後も手帳活用のPR等を行いながら、継続して事業を推進します。		
⑤障がい福祉サービス	担当課：福祉課	評価：B
○障がい福祉サービスに関する情報提供（短期入所・居宅介護・障がい児支援等）として、窓口での障がい福祉ガイドブックの配布、町ホームページ等を更新し広報に努めました。今後も継続して事業を推進します。		
⑥住宅サービスの充実	担当課：福祉課	評価：B
○町内・近隣市町村の通所支援事業所を紹介し、住宅サービスの充実に努めました。今後も継続して事業を推進します。		
⑦ことばの教室	担当課：保健衛生課	評価：A
○乳幼児健診や保護者からの相談に対応し、ことばの発達を促す支援を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑧ことばと聞こえの教室及び肢体不自由児施設等通級	担当課：保健衛生課	評価：A
○必要な児童に対して通級費の助成金交付を実施しました。今後も継続して事業を推進します。		
⑨療育医療・育成医療	担当課：福祉課・保健衛生課	評価：B
○手術等の治療が必要となる乳幼児・児童の保護者に対して、医療費助成に関する情報提供及び公費負担の支給を速やかに実施しました。（福祉課） 必要な乳児に対し医療に関する情報提供及び医療費の公費負担を速やかに対応し、実施しました。（保健衛生課） 今後も継続して事業を推進します。		
⑩特別児童扶養手当 障がい児福祉手当	担当課：福祉課	評価：B
○重度障がい児をもつ児童の親への経済的支援として、障がい児福祉手当を支給しました。今後も負担軽減の一助として、継続して事業を推進します。		

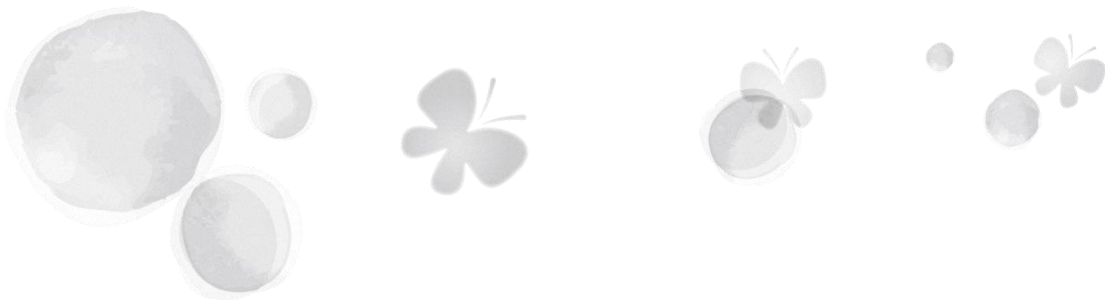


⑪（再掲）障がい児保育	担当課：福祉課	評価：A
○心身に障がいを有する児童の保育環境等向上のため、また障がい児を養育する保護者の就労しやすい環境を構築するため、障がい児を受け入れるための保育士を加配しやすい園への補助基準を改正し、受け入れ拡大を図りました。今後も引き続き、障がい福祉の向上を図り、事業を推進します。		
⑫（再掲）関係機関との定期的な情報交換会	担当課：福祉課	評価：A
○代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、関係機関との必要に応じた情報共有を行いました。引き続き、定期的の実務者会議等を開催し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応ができるよう関係機関との情報共有や共通認識に努め、児童虐待防止を図ります。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ① 本町の子ども人口は0～5歳が518人（2024（令和6）年3月31日現在）と少ないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ② 町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けして整備が可能であること。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。
- ④ 近隣自治体の保育施設の利用が可能であり、ニーズ調査結果から平日の定期的な教育・保育事業利用者の3.4%が町外の保育施設を利用していること。

■ 東北町子ども・子育て支援施設の位置図

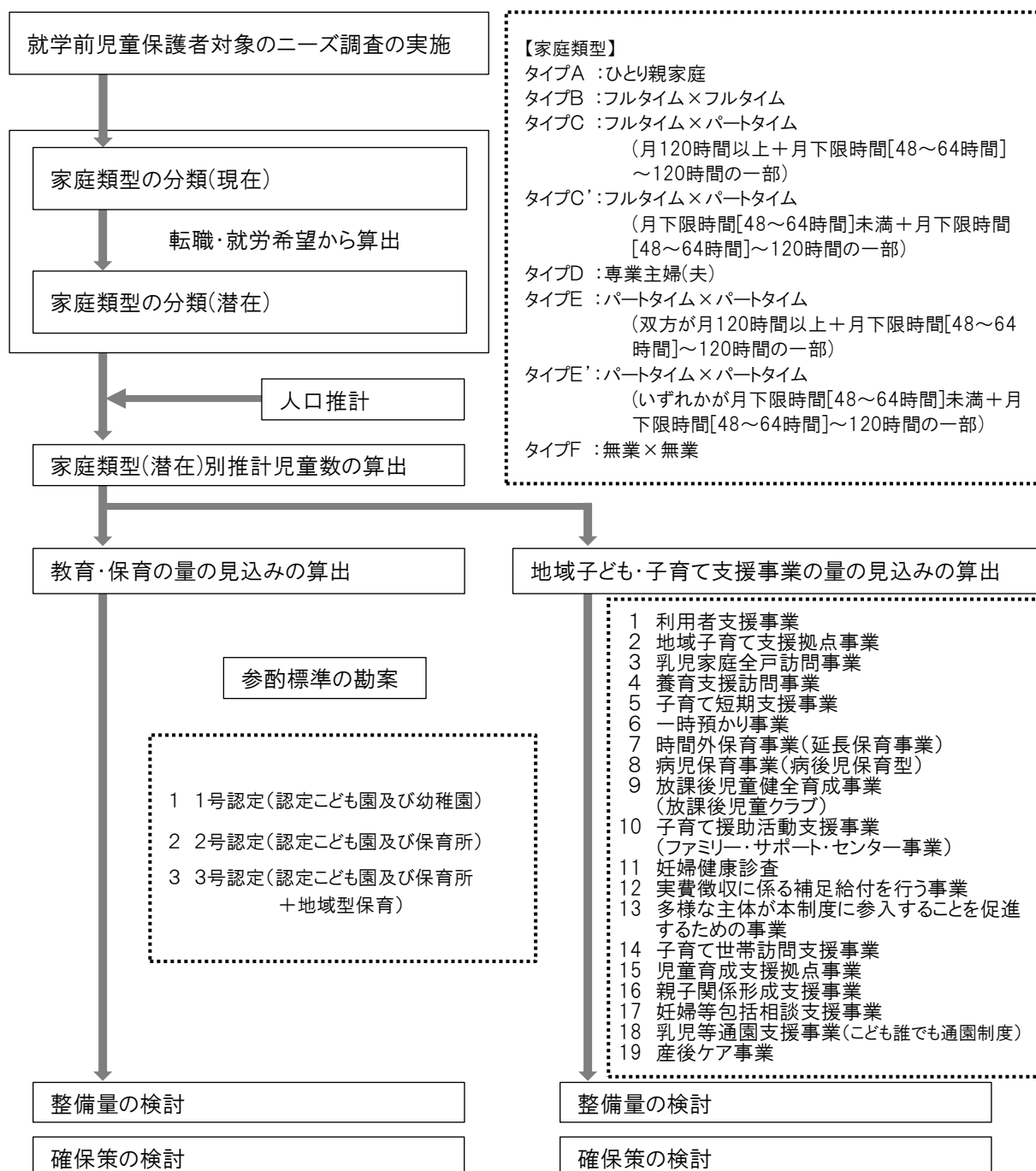


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では2022（令和4）年の612人から2029（令和11）年に425人と推計され187人（30.6%）の減少が予測されています。6～11歳では2022（令和4）年の733人から2029（令和11）年に571人と推計され、162人（22.1%）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

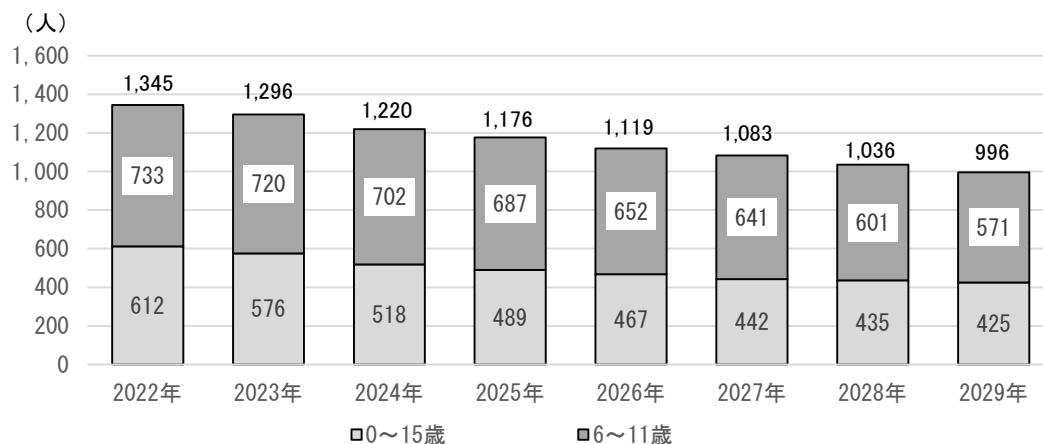
単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	1,345	1,296	1,220	1,176	1,119	1,083	1,036	996
0歳	84	78	59	74	72	70	69	68
1歳	96	82	79	61	76	74	72	71
2歳	104	101	80	80	62	77	75	73
3歳	108	100	98	81	81	62	78	76
4歳	105	107	96	96	79	79	61	76
5歳	115	108	106	97	97	80	80	61
0～5歳	612	576	518	489	467	442	435	425
6歳	123	114	107	106	98	98	81	81
7歳	110	123	111	107	106	98	98	81
8歳	135	112	121	111	107	107	98	98
9歳	121	133	110	121	111	107	107	98
10歳	118	121	132	110	121	111	107	107
11歳	126	117	121	132	109	120	110	106
6～11歳	733	720	702	687	652	641	601	571

資料：2022年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説 明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	9.1	9.1
タイプB	フルタイム×フルタイム	56.9	58.3
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	22.8	23.0
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	4.1	6.3
タイプD	専業主婦（夫）	6.8	3.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.3	0.2
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
タイプA	9.1	45	43	40	39	38
タイプB	58.3	285	272	258	254	248
タイプC	23.0	112	107	101	100	98
タイプC'	6.3	31	29	28	27	27
タイプD	3.1	15	15	14	14	13
タイプE	0.2	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	489	467	442	435	425

(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第2期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下のとおりとなっています。
なお、この期間において待機児童の発生はありませんでした。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号			合計
				0歳	1・2歳	計	
2020年度	①利用者数	60	293	81	171	252	605
	②第2期計画値						
	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
2021年度	乖離(②-①)	4	84	-12	55	43	131
	①利用者数	61	292	91	179	270	623
	②第2期計画値						
	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
2022年度	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
	乖離(②-①)	3	85	-22	47	25	113
	①利用者数	67	278	89	177	266	611
	②第2期計画値						
	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
2023年度	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
	乖離(②-①)	-3	99	-20	49	29	125
	①利用者数	50	265	77	164	241	556
	②第2期計画値						
	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
2024年度	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
	乖離(②-①)	14	112	-8	62	54	180
	①利用者数	32	266	42	145	187	485
	②第2期計画値						
	教育・保育施設	64	377	69	226	295	736
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
	乖離(②-①)	32	111	27	81	108	251

教育・保育事業の二一ズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業の二一ズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号				合計
				0歳	1歳	2歳	計	
2025年度	①量の見込み	45	263	34	54	74	162	470
	②確保の状況							
	教育・保育施設	46	278	36	60	78	174	498
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	1	0	0	0	0	1
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0	0
2026年度	乖離（②－①）	1	16	2	5	4	11	28
	①量の見込み	44	247	34	69	56	159	450
	②確保の状況							
	教育・保育施設	45	262	36	75	60	171	478
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	1	0	0	0	0	1
2027年度	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0	0
	乖離（②－①）	1	16	2	5	4	11	28
	①量の見込み	43	212	33	67	71	171	426
	②確保の状況							
	教育・保育施設	44	226	35	73	75	183	453
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
2028年度	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0	0
	乖離（②－①）	1	14	2	5	4	11	26
	①量の見込み	42	211	33	64	70	167	420
	②確保の状況							
	教育・保育施設	43	225	35	70	74	179	447
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
2029年度	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0	0
	乖離（②－①）	1	14	2	5	4	11	26
	①量の見込み	42	205	32	63	67	162	409
	②確保の状況							
	教育・保育施設	43	219	34	69	71	174	436
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	市外施設を利用	0	0	0	0	0	0	0
	乖離（②－①）	1	14	2	5	4	11	26



(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

第2期計画で利用された地域子ども・子育て支援事業の実績は以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	125	26	39	157	120
乳児家庭全戸訪問事業	人	99	91	94	71	74
養育支援訪問事業	人	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	人日	—	—	—	—	—
一時預かり事業	人日	6,996	6,737	5,261	6,034	6,000
幼稚園の預かり保育		6,616	5,988	4,859	5,348	5,400
幼稚園以外の預かり保育		380	749	402	686	600
時間外保育事業（延長保育事業）	人	287	326	336	326	235
病児保育事業（病後児保育型）	人日	—	—	70	79	60
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日	—	—	—	—	—
妊婦健康診査事業	人	151	132	123	101	110
放課後児童健全育成事業	人	0	363	723	720	706
小学1～3年生		0	183	365	352	342
小学4～6年生		0	180	358	368	364

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本町に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	110	108	106	104	102
乳児家庭全戸訪問事業	人	74	72	72	70	70
養育支援訪問事業	人	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	人日	—	—	—	—	—
一時預かり事業	人日	6,000	5,970	5,940	5,910	5,880
幼稚園の預かり保育		5,400	5,380	5,360	5,340	5,320
幼稚園以外の預かり保育		600	590	580	570	560
延長保育事業（時間外保育事業）	人	270	265	260	255	250
病児保育事業（病後児型保育）	人日	100	98	96	94	92
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	人日	—	—	—	—	—
妊婦健康診査事業	人	110	110	100	100	100
放課後児童健全育成事業	人	539	512	503	472	448
小学1～3年生		301	286	273	249	244
小学4～6年生		238	226	230	223	204
妊婦等包括相談支援事業	人	240	225	225	210	210
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	回	0	4	4	4	4
産後ケア事業	人	26	26	26	26	26

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保目標量

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

○現在、本町には幼稚園はありませんが、認定こども園6園で事業を実施しています。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「幼稚園」利用者は2.0%、利用希望者は7.7%となっています。また、「認定こども園」利用者は47.7%、利用希望者は56.8%となっています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	60	61	67	50	32
1号認定	60	61	67	50	32
②第2期計画値	64	64	64	64	64
1号認定	64	64	64	64	64
乖離（②－①）	4	3	-3	14	32

※2024年度実績は見込み値

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	45	44	43	42	42
1号認定	45	44	43	42	42
②確保目標量	46	45	44	43	43
1号認定	46	45	44	43	43
乖離（②－①）	1	1	1	1	1



確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○町内において、ニーズ量は確保されているので、既存施設により提供を進めていきます。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

○現在、本町では認可保育所6園、認定こども園6園で事業を実施しています。

○ニーズ調査の結果から、就学前児童の「認可保育所」利用者は44.6%、利用希望者は45.0%となっています。また、「認定こども園」利用者は47.7%、利用希望者は56.8%となっています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①実利用者数	545	562	544	506	453
2号認定	293	292	278	265	266
3号認定	252	270	266	241	187
0歳	81	91	89	77	42
1・2歳	171	179	177	164	145
②第2期計画値	672	672	672	672	672
2号認定	377	377	377	377	377
3号認定	295	295	295	295	295
0歳	69	69	69	69	69
1・2歳	226	226	226	226	226
乖離（②－①）	127	110	128	166	219

※2024年度実績は見込み値



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	425	406	383	378	367
2号認定	263	247	212	211	205
3号認定	162	159	171	167	162
0歳	34	34	33	33	32
1歳	54	69	67	64	63
2歳	74	56	71	70	67
②確保目標量	452	433	409	404	393
2号認定	278	262	226	225	219
3号認定	174	171	183	179	174
0歳	36	36	35	35	34
1歳	60	75	73	70	69
2歳	78	60	75	74	71
乖離（②－①）	26	26	25	25	25

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○町内において、ニーズ量は確保されているので、既存施設により提供を進めていきます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○本町では小規模B型保育所1園で事業を実施していましたが、2019（平成31）年4月より休園となりました。

○ニーズ調査の結果から、就学前児童の「小規模保育施設」利用者は2.0%、利用希望者は4.4%となっています。

■ 小規模保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1・2歳	—	—	—	—	—
②第2期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—



■ 小規模保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1歳	—	—	—	—	—
2歳	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は各園の状況や地域の実情等に応じて、事業の再開なども含めて検討していきます。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「事業所内保育施設」利用者は0.0%、利用希望者は1.8%となっています。

■ 事業所内保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1・2歳	—	—	—	—	—
②第2期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—



■ 事業所内保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1歳	—	—	—	—	—
2歳	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査の結果から、就学前児童の「家庭的保育」利用者は0.0%、利用希望者は1.2%となっています。

■ 家庭的保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1・2歳	—	—	—	—	—
②第2期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—



■ 家庭的保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1歳	—	—	—	—	—
2歳	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査の結果から、就学前児童の「居宅訪問型保育」利用者は0.0%、利用希望者は5.9%となっています。

■ 居宅訪問型保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1・2歳	—	—	—	—	—
②第2期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—



■ 居宅訪問型保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	—	—	—	—
0歳	—	—	—	—	—
1歳	—	—	—	—	—
2歳	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを令和2年4月に開設し、専任職員を配置し、個々の相談等に対応しながら事業を推進しています。また、令和8年度には全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談を行う機関として、こども家庭センターの設置を目指しています。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①必要か所数	1	1	1	1	1
②第2期計画値	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も継続して、個々の状況に応じ情報提供や必要に応じ相談・助言等を行うきめ細かな対応に努めます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では「地域子育て支援拠点事業」を1か所、「子育て支援センター」を1か所で実施しています。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の利用者は5.0%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	125	26	39	157	120
②第2期計画値	746	746	746	746	746
乖離（②－①）	621	720	707	589	626

※2024年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	110	108	106	104	102
②確保目標量	110	108	106	104	102
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は事業内容を再考し、必要に応じて施設の増加も含め検討していきます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○町内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	99	91	94	71	74
②第2期計画値	123	122	121	120	119
乖離(②－①)	24	31	27	49	45

※2024年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	74	72	72	70	70
②確保目標量	74	72	72	70	70
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も継続してすべての家庭を訪問し、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めます。



② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業ですが、母子の健康状況や養育環境に応じ、関係機関と連携し、適切な養育環境づくりに努めています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	—	—	—	—	—
②第2期計画値	10	10	10	10	10
乖離（②－①）	10	10	10	10	10

※2024年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
②第2期計画値	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では、保育施設12か所（認定こども園・認可保育所各6園）で事業を実施しています。

○ニーズ調査結果から、就学前児童の「一時預かり」利用者は3.3%となっています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間総利用数	6,996	6,737	5,261	6,034	6,000
幼稚園の預かり保育	6,616	5,988	4,859	5,348	5,400
幼稚園以外の預かり保育	380	749	402	686	600
②第2期計画値	7,395	7,395	7,395	7,395	7,395
幼稚園の預かり保育	6,762	6,762	6,762	6,762	6,762
幼稚園以外の預かり保育	633	633	633	633	633
乖離（②－①）	399	658	2,134	1,361	1,395

※2024年度実績は見込み値

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	6,000	5,970	5,940	5,910	5,880
幼稚園の預かり保育	5,400	5,380	5,360	5,340	5,320
幼稚園以外の預かり保育	600	590	580	570	560
②確保目標量	6,000	5,970	5,940	5,910	5,880
幼稚園の預かり保育	5,400	5,380	5,360	5,340	5,320
幼稚園以外の預かり保育	600	590	580	570	560
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も踏襲して事業を実施していきますが、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用と区別しながら事業体制を整えます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○現在、本町では、保育施設12か所（認定こども園・認可保育所各6園）で事業を実施しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	287	326	336	326	235
②第2期計画値	262	262	262	262	262
乖離（②－①）	-25	-64	-74	-64	27

※2024年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	270	265	260	255	250
②確保目標量	270	265	260	255	250
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も踏襲して事業を実施していきますが、利用者からの要望に対応できるよう事業体制を整えます。

④ 病児保育事業（病後児保育型）

子どもが病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○令和4年度から事業を実施しており、年々子育て世代に事業が周知されてきており、利用者が増加してきています。

○ニーズ調査の結果から、子どもが病気の際に父親・母親が休んで対処した方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は37.4%となっています。

■ 病児保育事業（病後児保育型）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	-	-	70	79	60
②第2期計画値	1,042	1,015	953	913	857
乖離（②－①）	1,042	1,015	883	834	797

※2024年度実績は見込み値



■ 病児保育事業（病後児保育型）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	100	98	96	94	92
②確保目標量	100	98	96	94	92
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○病後児保育事業について、今以上に子育て世代への周知に努め、子育て世帯の仕事と子育ての両立をサポートしていきます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊娠届時、妊婦委託健康診査受診票14回分交付し、妊婦の健康管理に努めています。
- 里帰り妊婦に対しては、里帰り医療機関との委託契約や健診後の償還払いなど、きめ細かな対応をしています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①年間実利用者数	151	132	123	101	110
②第1期計画値	160	160	160	160	160
乖離(②-①)	9	28	37	59	50

※2024年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	110	110	100	100	100
②確保目標量	110	110	100	100	100
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も、妊娠届時より妊婦健診を含め、相談体制を充実し妊婦の健康の保持、増進を図っていきます。



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業です。

○ニーズ調査の結果から、定期的な教育・保育事業として利用を希望する就学前児童は0.0%となっています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①総利用者数	—	—	—	—	—
②第2期計画値	1,411	1,324	1,362	1,381	1,350
乖離（②－①）	1,411	1,324	1,362	1,381	1,350



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保目標量	—	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—	—

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後はこども家庭センターを設置し、より一層の実情把握に努め、事業展開を検討します。

⑥ 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、関係課や近隣市町村と連携を図り、子どもが安心して過ごせる居場所の確保を検討します。

⑦ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○こども家庭センターを設置し、より一層の実情把握に努め、対象者に寄り添いながら事業展開を検討します。

⑧ 妊婦等包括相談支援事業

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	240	225	225	210	210
②確保目標量	240	225	225	210	210
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○従来から子育て世代包括支援センターで利用者支援事業として実施していますが、今後も子ども家庭センターを設置し、よりきめ細やかに対応していきます。

⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	4	4	4	4
②確保目標量	0	6	6	6	6
乖離（②－①）	0	2	2	2	2

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後は需要の動向をみながら、近隣市町村と連携を図り対応を検討します。

⑩ 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	26	26	26	26	26
②確保目標量	26	26	26	26	26
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も引き続き需要の動向をみながら実施をしていきます。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

国において、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。これに基づく取組等については、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載されました。

「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末で終了となりましたが、終了後も「放課後児童対策パッケージ」の理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として計画に盛り込み、計画的な放課後児童対策を推進していきます。

(1) 今後の放課後児童対策について

- 「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末で終了しましたが、「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成（152万人分）に向け、また待機児童対策のために、引き続き集中的に取り組み、強化していきます。
- こどもの安全・安心な場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を引き続き推進していきます。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

○2021（令和3）年度より1学校区で放課後子ども教室から児童クラブへ移行し、2022（令和4）年度から全3小学校区で放課後児童クラブを実施しています。

○ニーズ調査の結果から、小学校低学年時期の利用希望は、就学前児童が59.3%、小学生が72.1%となっています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	301	286	273	249	244
1年生	107	88	92	84	84
2年生	105	104	87	89	82
3年生	89	94	94	76	78
②確保目標量	301	286	273	249	244
1年生	107	88	92	84	84
2年生	105	104	87	89	82
3年生	89	94	94	76	78
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も利用者等のニーズを踏まえて、児童クラブのよりよい運営を目指していきます。

◆小学校高学年の場合

現状と課題

○2021（令和3）年度より1学校区で放課後子ども教室から児童クラブへ移行し、2022（令和4）年度から全3小学校区で放課後児童クラブを実施しています。

○ニーズ調査の結果から、小学校高学年時期の利用希望は、就学前児童が35.2%、小学生が45.8%となっています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	238	226	230	223	204
4年生	99	90	95	93	75
5年生	79	83	77	80	78
6年生	60	53	58	50	51
②確保目標量	238	226	230	223	204
4年生	99	90	95	93	75
5年生	79	83	77	80	78
6年生	60	53	58	50	51
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○今後も利用者等のニーズを踏まえて、児童クラブのよりよい運営を目指していきます。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされております。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子ども医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

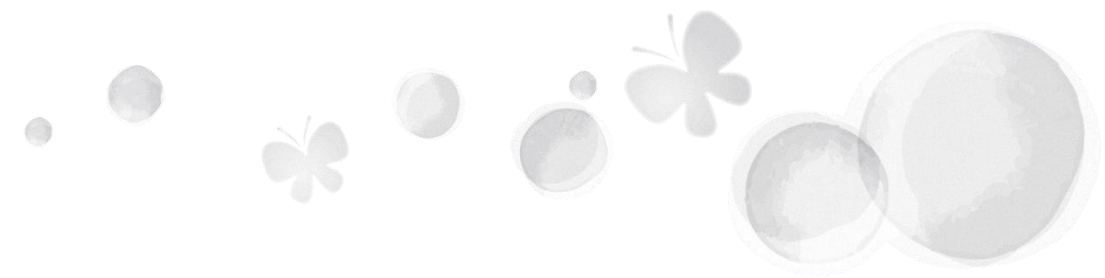
そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。



こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

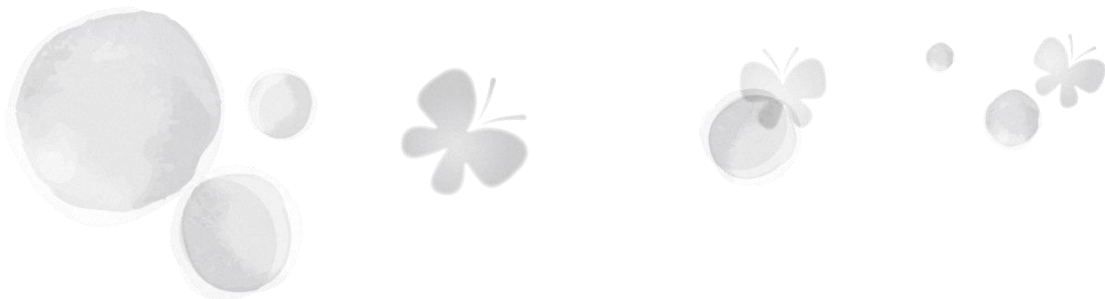
7 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



第6章

計画の推進・評価体制



第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、庁内の関係部局で構成する推進組織を設置し、連携を図りながら総合的に把握・管理し、計画の実現に取り組んでいきます。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

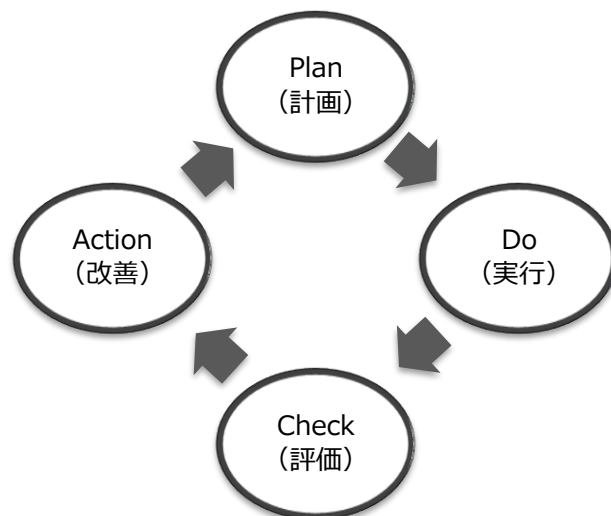
計画の周知にあたっては、パンフレット、ホームページなどの各種媒体を通じて広報活動を推進します。

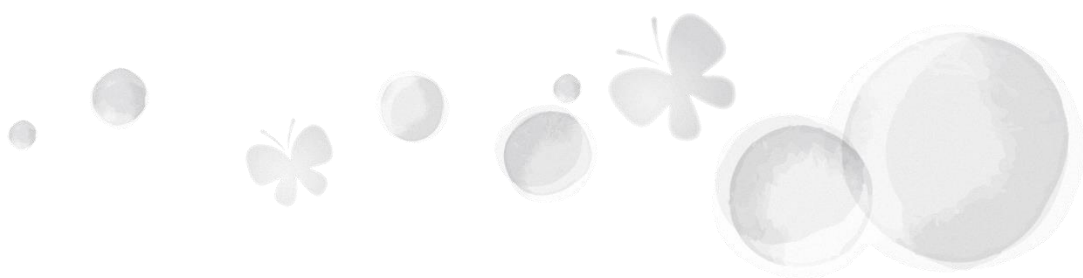
また、各事務事業においても、町広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して町民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組

の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編



資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（１）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（２）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

（３）無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ **３～５歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化**

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学付属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の３年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満３歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

３～５歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ **０～２歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化**

② 幼稚園の預かり保育

■ **保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化**

※保育の必要性の認定：２号認定又は２号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ **３～５歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化**

※認可保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業（病後児保育型）及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として５年間の猶予期間を設定。

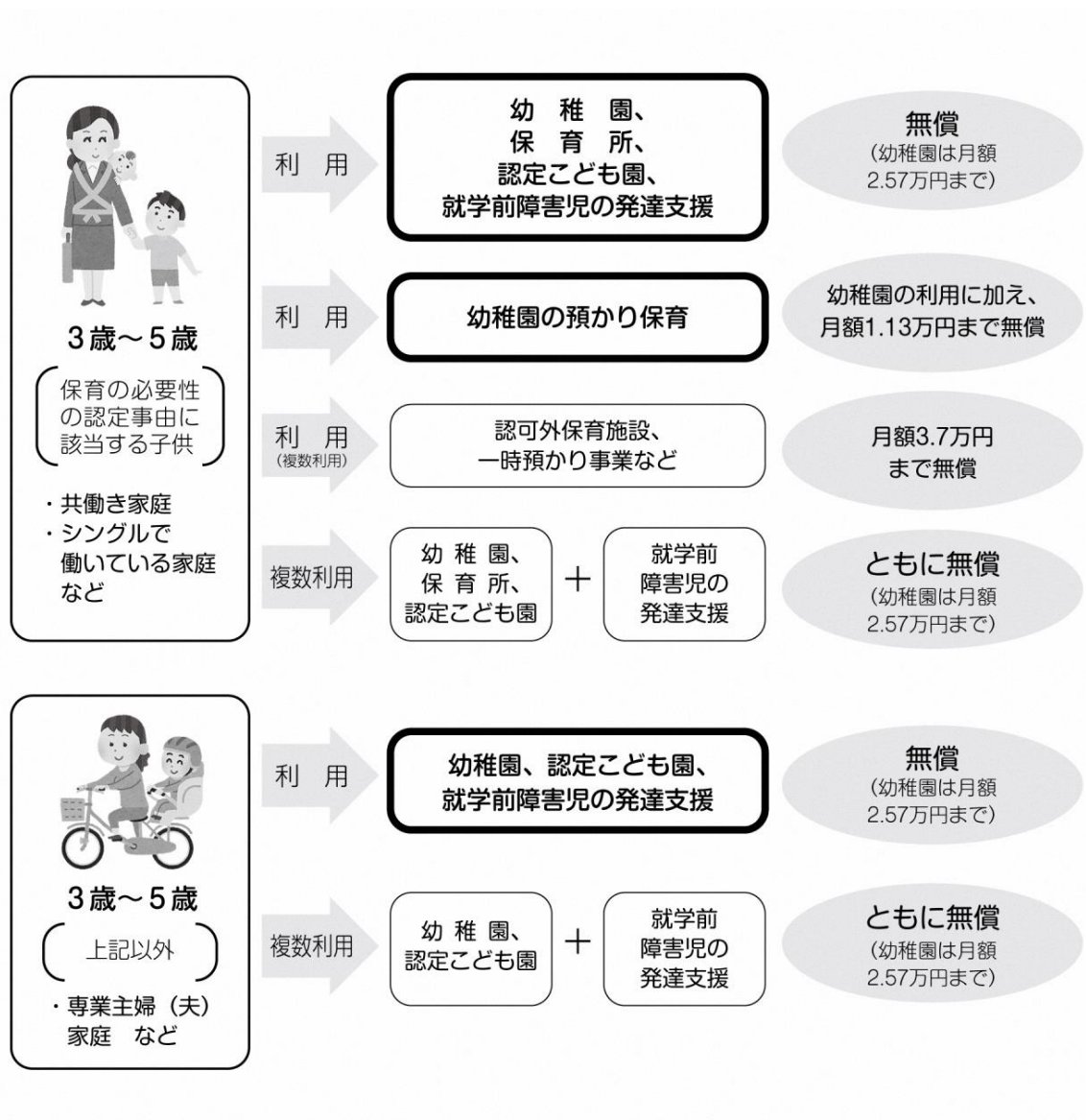
■ **０～２歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化**

④ 就学前の障がい児の発達支援

■ **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化**

■ **幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象**

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 東北町 子ども・子育て会議

(1) 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき東北町における、子ども・子育て支援事業の推進に関し必要となる措置について協議するため東北町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の実施状況に係る意見に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、計画推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、20名以内をもって組織し別表に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、それぞれ当該団体等に所属している間とする。但し、異動のあった場合は、後任者をもって前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務局は東北町福祉課に置く。

(秘密の保持)

第8条 会議の委員は正当な理由なく会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、子ども・子育て会議で協議する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年3月1日から適用する。

附 則（平成31年3月14日告示14号）

この要綱は、平成31年3月18日から適用する。

(2) 委員名簿

No.	役 職	氏名	機関・団体名
1	会 長	蛭 名 健 一	東北町校長会（上北小学校 校長）
2	副 会 長	米 倉 俊 男	東北町保育研究会
3	委 員	八 森 龍 次	東北町民生委員・児童委員協議会
4	委 員	織 笠 拓 重	東北町連合 P T A
5	委 員	沼 尾 一 哲	東北町連合 P T A 母親委員会
6	委 員	小笠原 孝潤	東北町子ども会育成連絡協議会
7	委 員	駒 嶺 詔 子	東北町保健協力員協議会
8	委 員	蛭 名 睦 子	十和田人権擁護委員協議会
9	委 員	町 屋 恵 子	東北町民生委員・児童委員協議会
10	委 員	北 山 つね子	東北町民生委員・児童委員協議会
11	委 員	鈴 木 貴 彦	青森県七戸警察署 上北駐在所
12	委 員	奈良岡 昭王	青森県七戸警察署 乙供駐在所
13	委 員	萌 出 大 樹	東北町役場 保健衛生課
14	委 員	沼 村 輝 彦	東北町役場 学務課
15	委 員	甲 地 徳 彦	東北町役場 社会教育課
16	委 員	漆 戸 敬 人	東北町役場 福祉課

3 用語解説

あ行

○育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるものです。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられています。

○NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

か行

○協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

○子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

○子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

○こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして2012（平成24）年8月に制定された法律です。

さ行

○小1の壁

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、働き方の変更を強いられる問題を指す造語で、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない母親も多くいます。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律です。

国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務付けています。

○児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねています。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。



○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

は行

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障がいとなる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことです。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

○放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が策定した計画です。

○放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

ま行

○民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。



や行

○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することです。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられます。

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のことです。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。

ら行

○療育

障がいや発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育です。

第3期 東北町子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025（令和7）年3月

発行者 東北町 福祉課

住 所 〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32 番地 484

TEL 0176-56-3111 FAX 0176-58-1200

URL [http:// www.town.tohoku.lg.jp/](http://www.town.tohoku.lg.jp/)